

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【事業年度】	第22期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社イノベーション
【英訳名】	Innovation Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 兼 COO 富田 直人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
【電話番号】	03 - 5766 - 3800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 山崎 浩史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
【電話番号】	03 - 5766 - 3800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 山崎 浩史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	-	1,487,706	2,022,046	3,083,540	4,380,215
経常利益 (千円)	-	19,134	173,190	522,906	784,143
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	-	8,925	92,344	293,358	448,076
包括利益 (千円)	-	8,925	92,344	303,463	467,157
純資産額 (千円)	-	868,696	934,656	2,531,388	3,022,040
総資産額 (千円)	-	1,115,878	1,320,647	3,137,097	3,769,496
1株当たり純資産額 (円)	-	442.26	478.96	1,071.87	1,264.89
1株当たり当期純利益 (円)	-	4.54	47.21	135.27	190.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	4.47	46.77	133.83	189.28
自己資本比率 (%)	-	77.8	70.8	80.1	79.0
自己資本利益率 (%)	-	1.0	10.2	17.0	16.3
株価収益率 (倍)	-	169.9	30.7	24.5	11.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	9,137	262,420	422,789	466,456
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	38,917	182,443	349,173	283,614
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	44,834	75,588	1,246,984	17
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	661,628	666,017	1,997,781	2,180,604
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	- 〔 - 〕	85 〔 - 〕	88 〔 20 〕	116 〔 23 〕	147 〔 37 〕

(注) 1. 第19期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。本制度の導入に伴い、当該信託口が保有する当社株式を1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4. 第19期の平均臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10以下のため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高及び営業収益 (千円)	1,345,735	1,484,706	1,123,828	677,594	793,987
経常利益又は経常損失() (千円)	33,748	11,673	85,221	23,771	17,719
当期純利益 又は当期純損失() (千円)	23,451	3,786	48,996	58,927	37,582
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	341,192	341,267	348,059	991,229	1,001,746
発行済株式総数 (株)	1,964,000	1,964,200	1,998,600	2,392,600	2,399,600
純資産額 (千円)	859,621	863,557	886,169	2,113,207	2,093,065
総資産額 (千円)	1,120,477	1,107,007	1,017,202	2,233,339	2,263,531
1株当たり純資産額 (円)	437.69	439.65	454.11	901.00	888.57
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	38.00 (-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	12.08	1.93	25.05	27.17	15.99
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	11.58	1.90	24.81	-	-
自己資本比率 (%)	76.7	78.0	87.1	94.6	92.5
自己資本利益率 (%)	2.8	0.4	5.6	1.0	0.4
株価収益率 (倍)	111.1	400.4	57.9	122.2	136.4
配当性向 (%)	-	-	-	-	19.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	94,456	-	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	24,272	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	48,176	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	736,241	-	-	-	-
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	89 〔-〕	69 〔-〕	28 〔5〕	31 〔1〕	40 〔-〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	45.3 (115.9)	25.7 (110.0)	48.3 (99.6)	110.7 (141.5)	73.9 (144.3)
最高株価 (円)	6,250 2,950	1,345	3,135	6,700	4,000
最低株価 (円)	4,710 1,274	626	758	1,293	1,831

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載を省略しております。

3. 当社は、株式給付信託（J-ESOP）を導入しております。本制度の導入に伴い、当該信託口が保有する当社株式を1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 第18期から第21期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 第18期、第19期及び第22期の平均臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10以下のため、記載を省略しております。
6. 第20期の当社の従業員が第19期に比べて41人減少したのは、2019年9月2日付で簡易新設分割により既存のオンラインメディア事業及びITソリューション事業を子会社に移管したことに伴い、当社従業員を外向させたためであります。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
また、印は、株式分割（2017年7月1日1株を2株に分割）による権利落ち後の株価であります。
8. 第19期より連結財務諸表を作成しているため、第19期から第22期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
2000年12月	法人営業を効率化する事業の運営を目的として東京都渋谷区にて当社設立
2002年2月	法人向け発信業務に特化したテレマーケティング代行サービス開始
2002年10月	業務拡大のため東京都渋谷区渋谷一丁目に本社移転
2002年12月	リスティング広告代行サービス開始
2005年1月	業務拡大のため東京都渋谷区広尾五丁目に本社移転
2005年9月	JIS Q 15001 (プライバシーマーク) の認証を取得
2007年7月	法人向けIT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」サービス提供開始
2008年1月	法人向けアウトソーシングサービスの比較・資料請求サイト「BIZトレンド」サービス提供開始
2010年12月	Webサイトの来訪企業名が判明する「List Finder」の提供開始
2012年10月	業務拡大のために東京都渋谷区渋谷三丁目に本社移転
2014年10月	「List Finder」にWebサイトの来訪企業内個人の解析機能を実装開始
2015年3月	事業基盤の整理のためテレマーケティング代行サービス撤退
2015年7月	株式会社日経BP及び株式会社リンクアンドモチベーションを引受先とする第三者割当増資
2015年12月	事業基盤の整理のためリスティング広告代行サービスを譲渡
2016年2月	ISO27001/ISMS適合性評価制度を取得
2016年12月	ISO/IEC 27017:2015を取得
2016年12月	東京証券取引所マザーズ(注)に株式を上場
2018年8月	オンラインセミナー動画プラットフォーム「SeminarShelf」(現「bizplay」)サービス提供開始
2018年10月	100%出資子会社である株式会社アンチパターンを設立(現株式会社Innovation X Solutions(現連結子会社))
2019年6月	株式会社コクリポの全株式を取得
2019年9月	簡易新設分割により株式会社Innovation & Co.(現連結子会社)を設立し、既存のオンラインメディア事業およびITソリューション事業を移管
2019年12月	株式会社アンチパターン(現株式会社Innovation X Solutions(現連結子会社))が株式会社コクリポを吸収合併
2020年2月	株式会社Horse IFA Partners(現株式会社Innovation IFA Consulting(現連結子会社))の株式を取得
2020年10月	株式会社ティアムパートナーズ(現株式会社Innovation M&A Partners(現非連結子会社))の株式を取得
2021年5月	「BIZトレンド」を「ITトレンド」へ統合

(注) 2022年4月4日に東京証券取引所の市場区分見直しによりマザーズ市場からグロース市場へ移行しております。

3【事業の内容】

当社グループは、当社および当社の連結子会社である株式会社Innovation & Co.、株式会社Innovation X Solutions及び株式会社Innovation IFA Consultingで構成されております。

当社グループは、法人営業の新しいスタイルを創造することに注力し、インターネットを活用して非効率な法人営業を効率化させることで企業の売上利益の向上に貢献するべく事業を展開しております。具体的には、法人営業のプロセスを「認知 見込み顧客（注1）情報入手 見込み顧客育成 提案・クロージング アップセル・クロスセル（注2）」の5領域と定義し、主に「認知 見込み顧客情報入手」までの2領域の効率化を「オンラインメディア事業」にて支援し、「見込み顧客育成 提案・クロージング アップセル・クロスセル」の3領域の効率化を「ITソリューション事業」で支援しております。このように法人営業のプロセス「認知 見込み顧客情報入手 見込み顧客育成 提案・クロージング アップセル・クロスセル」の5領域全ての工程において、顧客の課題に応じて最適と考えられるサービスを提案できることが当社の事業の特徴です。



(注) 1．見込み顧客とは、製品やサービスに興味があり購入する可能性がある企業内個人を意味しております。

(注) 2．アップセルとは、以前、購入・契約いただいたものより上級グレードの製品あるいはサービスの購入を顧客に促すことを意味しております。クロスセルとは、購入・契約済みの製品あるいはサービスの関連商品の購入を顧客に促すことを意味しております。

当社グループの各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。

なお、前連結会計年度より新たに連結子会社となった株式会社Innovation IFA Consultingが提供しております金融プラットフォーム事業は「その他」の事業区分としておりましたが、重要性が増したため当連結会計年度より独立表記しております。詳細は、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

(1) オンラインメディア事業

オンラインメディア事業では、主に、勤怠管理システムや会計システム等の法人向けIT製品の比較・資料請求サイトである「ITトレンド」(<https://it-trend.jp/>)の運営を行っております。また、BtoB特化の動画プラットフォーム「bizplay」(<https://biz-play.com/>)の運営、国内最大級のオンライン展示会「ITトレンドEXPO」の開催を通じて、BtoBマーケティング支援を行っております。

「ITトレンド」は、当社の顧客となるIT製品やアウトソーシングサービスの提供企業（以下「掲載企業」という。）にとっては、自社のIT製品やアウトソーシングサービスを掲載することができ、サイトへ来訪するユーザが掲載情報を閲覧することによって認知を得ることができます。また、ユーザからの資料請求によって見込み顧客の社名や氏名等の情報を入手することができます。一方、サイトを閲覧し利用する企業内個人であるユーザにとっては自社の課題に適したIT製品やアウトソーシングサービスを複数の製品や会社から比較検討ができ、その場で資料請求が一括でできるサイトです。

「ITトレンド」の特徴は以下の4点であります。

- 1．掲載企業は初回掲載時の初期費用のみで製品数やサービス数に関わらず掲載が可能
- 2．資料請求（見込み顧客情報入手）の1件毎の成果報酬課金
- 3．サイトへの集客は検索エンジンが中心
- 4．サイトを閲覧し利用するユーザは、無料で資料請求が可能で、会員登録の必要なし

これらの特徴により、法人向けIT製品やアウトソーシングサービスを販売している掲載企業にとっては、1件毎の成果報酬課金にて見込み顧客情報を入手することができます。また、検索エンジンでユーザ自ら検索し、商品への問い合わせがなされることに伴い、効率よく見込み顧客情報を入手することが可能となります。さらに、ユーザにとっては情報が欲しいタイミングで、インターネット上の検索エンジンを通じて自社の課題に適したIT製品を複数の種類から比較検討ができ、その場で資料請求やお問い合わせが一括でできるという点において利便性が高まります。

また、法人向けのIT製品やアウトソーシングサービス市場においても、クラウド・コンピューティング（注1）の普及により、物理的なサーバやネットワーク機器の設定等の専門的な知識を必要としない、より低単価で利便性の高い製品やサービスの活用が広がりを見せてきていることで、専門的な知識を有する人材がいない企業においても利用を検討できる製品やサービスに注目が集まってきております。そのため、掲載企業側のより効果的かつ効率的な見込み顧客情報の入手を求める動きと、ユーザ側のインターネットを活用した効率的な情報収集や比較ニーズの高まりは、今後も拡大していくものと考えております。

「ITトレンド」は、当連結会計年度末現在において273サービスカテゴリー、1,106社、2,648製品の掲載があり、各サイトへの来訪者数（延べ人数）（注2）は19,653,109人となっております。

（注）1．クラウド・コンピューティングとは、コンピュータネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態を意味しております。

（注）2．当社が定める来訪者数（延べ人数）とは、アクセス解析ツール「Googleアナリティクス」（1）における「セッション数」（2）を意味しております。

- 1．「Googleアナリティクス」とは、Google LLC（グーグル）が無料で提供するWebページのアクセス解析サービスであります。
- 2．「セッション数」とは、「Googleアナリティクス」における「セッション」の数を意味しております。「セッション」とは、特定の期間にWebサイトで発生した一連の操作を意味していません。

	両サイトへの来訪者数 (延べ人数)
2018年3月期	4,883,418
2019年3月期	4,919,335
2020年3月期	7,088,039
2021年3月期	15,716,303
2022年3月期	19,653,109

「ITトレンド」では、サイト来訪時の膨大な検索キーワードデータの集積及び分析に基づくりスティング広告やSEO対策等の検索エンジンを中心としたサイト集客のさらなる強化、組織的な営業力による掲載製品・サービス数の拡大、自社メディアの活性化により、競合サイトとの差別化を図り優位性の構築に努めております。

(2) ITソリューション事業

ITソリューション事業では、法人営業に特化したマーケティングオートメーション（注1）ツールである「List Finder」の提供及びこれらを基軸としたWebサイトへの集客施策等に関するコンサルティングサービスを提供しております。

「List Finder」の導入企業は、自社のWebサイトへの閲覧状況を把握した上で適切なタイミングで営業活動を行うことが可能になると考えております。適切なタイミングになるまでは、「List Finder」を通じてメール配信によって情報提供を継続することで見込み顧客を顧客へと育成する活動（見込み顧客育成）に役立たせることが可能になると考えております。

（注）1．マーケティングオートメーションとは、マーケティング活動におけるプロセスの自動化や効率化を支援するシステムの総称であり、見込み顧客情報を管理し、中長期に渡って良好な関係を築くためのコミュニケーションや最適なタイミングで営業に引き渡す事に必要な煩雑な業務を自動化するために開発されたツールのことです。

当事業の主要なサービスである「List Finder」の主な機能は以下のとおりであります。

1. IPアドレスを活用した自社のWebサイトにおける企業情報の解析機能（注2）
IPアドレス情報を活用して自社のWebサイトに来訪した企業名を取得できます。
2. Cookieを活用した自社のWebサイトにおける企業内個人の行動分析機能（注3）
Cookieを活用して名刺交換やセミナー参加後の企業内個人が自社のWebサイトのどのページをどれくらいの時間見たかなど自社のWebサイト上での行動が分析できます。
3. メール配信機能
名刺交換やセミナー参加後の企業内個人にメールを配信できます。
4. 自社のWebサイトのアクセス解析機能
自社のWebサイトの来訪者数やページビュー数など自社のWebサイトへのアクセス状況を解析できます。
5. フォーム作成機能
自社のWebサイトにセミナー参加の申込みに必要な情報を入力する画面等を簡易的に作成できます。

(注) 2. 「List Finder」から生成される固有のタグ(1)を導入企業が自社のWebサイトに埋め込む(2)
ことにより、当該Webサイト閲覧者のIPアドレスを当社が保有するデータベースと照合し、導入企業の「List Finder」管理画面に表示させることで会社名や所在地、電話番号等の企業情報を取得できま
す。

1. 固有のタグとは、「List Finder」が生成する導入企業固有の計測タグを意味しております。計測タグとは、Webサイトを閲覧したユーザのアクセス情報を「List Finder」サーバに送信するための短いプログラムを意味しております。
2. Webサイトに埋め込むとは、上述の固有のタグを自社のWebサイトを構成している言語内に追記する行為を意味しております。

(注) 3. 導入企業は見込み顧客情報を「List Finder」に登録した上で、当該見込み顧客が「List Finder」から生成される固有のパラメータ(3)を付与したURLにアクセスした場合、企業内個人の自社のWebサイト閲覧情報を導入企業の「List Finder」管理画面に表示させることで取得できます。

3. 固有のパラメータとは、「List Finder」が生成する登録個人情報固有のURLパラメータを意味しております。

これらの「List Finder」の機能により、導入企業の営業担当者は、自社のWebサイトを閲覧している企業や過去に名刺交換や自社セミナーに参加した企業内個人が、自社のWebサイトのどのページを閲覧しているのかといった企業や企業内個人の自社のWebサイトにおける行動履歴を把握することができるため、見込み顧客情報の入手活動や見込み顧客の育成活動、アップセルやクロスセルといった法人営業活動の効率化に役立たせることが可能になると考えております。また、見込み顧客である企業や企業内個人の自社のWebサイトにおける行動履歴を組織的に把握した上で営業活動を行うことが可能になると考えております。

「List Finder」は、当連結会計年度末日現在において478アカウントの契約となっております。

	契約アカウント数
2018年3月期	728
2019年3月期	467
2020年3月期	483
2021年3月期	475
2022年3月期	478

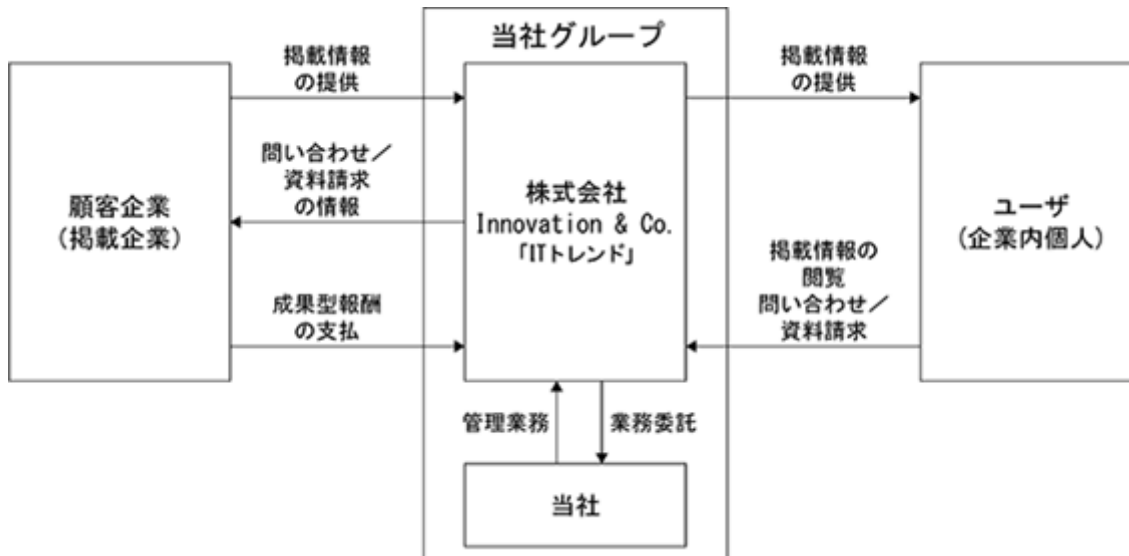
今後も法人営業領域に特化して、マーケティングオートメーションツールを初めて利用する企業にとって簡単に使える機能の実装、サポートの充実や他社サービスとの連携を進めるなどして差別化を図り、安定成長を目指してまいります。

上記の2事業に加え、当社グループは前連結会計年度から新たに連結子会社となった株式会社Innovation IFA Consultingが提供しております金融プラットフォーム事業を行っております。

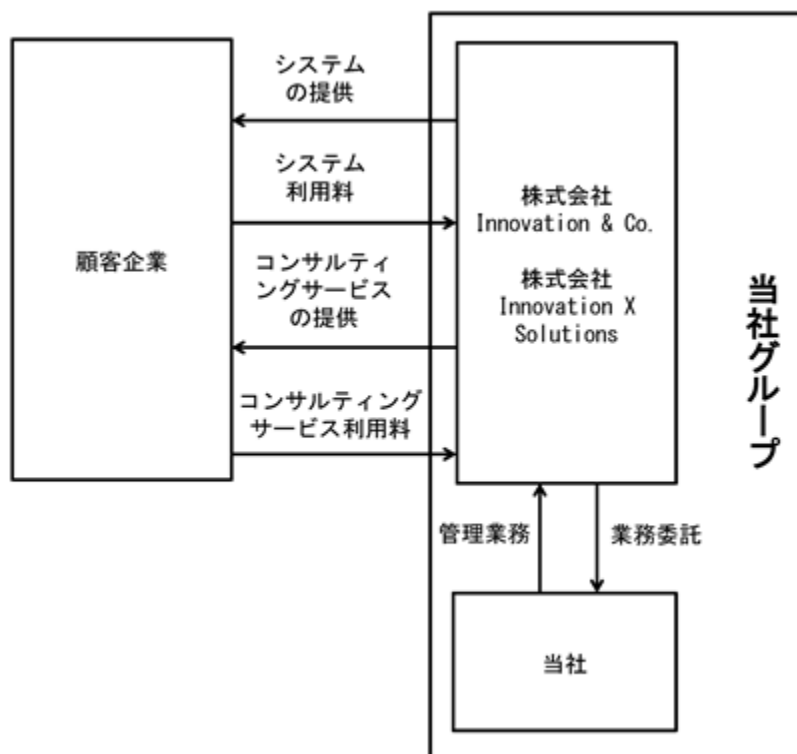
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については、連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業の系統図は、次のとおりであります。

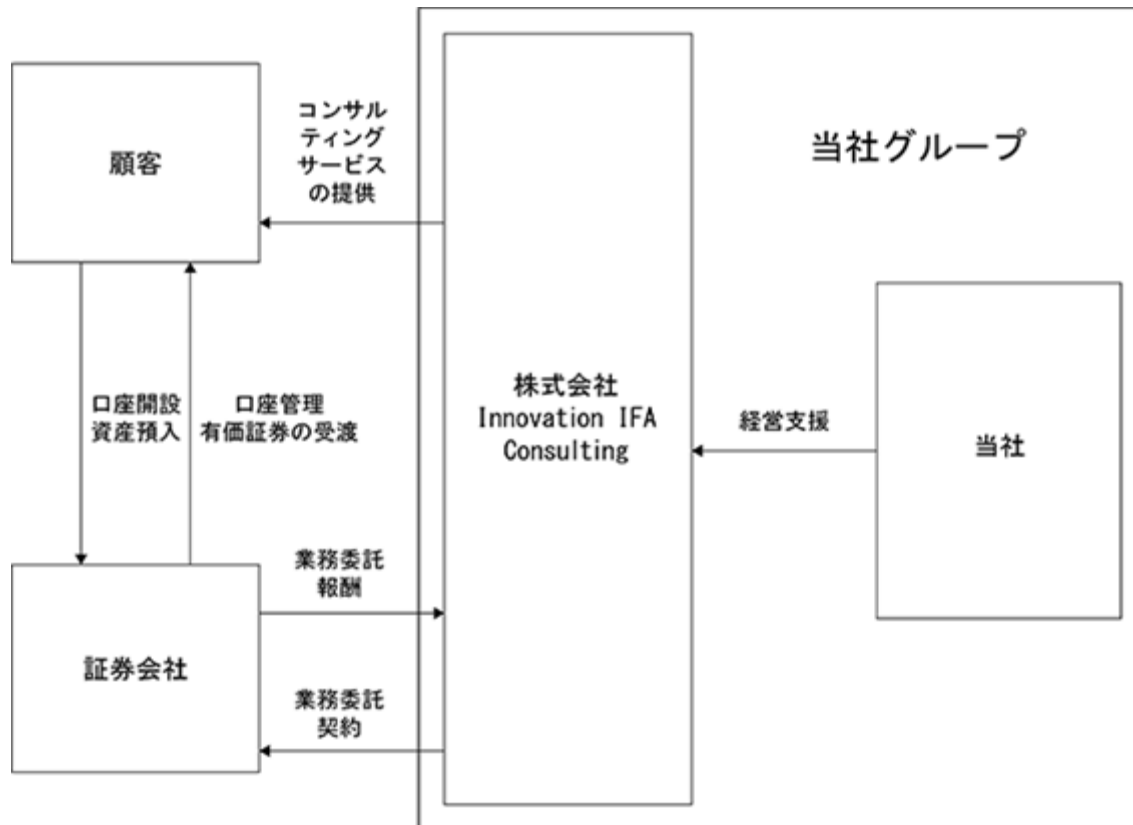
オンラインメディア事業



ITソリューション事業



金融プラットフォーム事業



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Innovation & Co. (注) 2、4	東京都渋谷区	15,000	オンラインメディア事業 及びITソリューション事業	100.0	役員の兼任 事務所の転貸 管理業務委託等
株式会社Innovation X Solutions(注) 2、4	東京都渋谷区	15,000	ITソリューション事業	100.0	役員の兼任 事務所の転貸 管理業務委託等
株式会社Innovation IFA Consulting(注) 4	東京都渋谷区	5,000	金融プラットフォーム事業	51.0	役員の兼任 事務所の転貸

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社Innovation & Co.、株式会社Innovation X Solutions及び株式会社Innovation IFA Consultingにつきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

(千円)

主要な損益情報等	株式会社Innovation & Co.	株式会社 Innovation X Solutions	株式会社 Innovation IFA Consulting
売上高	3,244,058	477,767	652,670
経常利益	753,247	19,775	72,736
当期純利益	488,719	25,235	51,296
純資産額	911,680	7,420	86,823
総資産額	1,487,201	84,662	232,887

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
オンラインメディア事業	58 (34)
ITソリューション事業	24 (3)
金融プラットフォーム事業	25 (-)
全社(共通)	40 (-)
合計	147 (37)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び契約社員を含め、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門並びに技術開発部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40 (-)	33.6	4.4	6,140

セグメントの名称	従業員数(名)
オンラインメディア事業	- (-)
ITソリューション事業	- (-)
金融プラットフォーム事業	- (-)
全社(共通)	40 (-)
合計	40 (-)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人数であります。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
4. 臨時従業員には、パートタイマー及び契約社員を含め、派遣社員を除いております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門並びに技術開発部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社には、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「成長機会を創り出し、人と組織の可能性を最大化する」を経営理念に掲げ、法人営業領域（BtoB）において年間1,500社以上、累計約4,000社の企業を支援してきました。今後もより多くの組織や個人が成長できる機会を作るべく、そして、私達自身も成長していくために、「『働く』を変える」というビジョンを現実のものとするべく、世の中に大きな影響を与えていきたいと考えております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、創業以来培ってきた営業、マーケティング、そしてテクノロジーのノウハウを活用して、「法人営業の新しいスタイルを創造する」事業の拡大に取り組んでまいりました。引き続き既存事業の規模の拡大に取り組むと同時に、法人営業の枠を超えて、より多くの働く人に感動と成長の機会を提供していきたいと考えております。この戦略を実現するために、2016年12月に実施した公募増資、2020年7月及び2022年4月に実施した第三者割当増資により得られた資金、顧客資産及びノウハウを積極的に活用し、事業内容の多様化と収益基盤の拡大及び認知度の向上を推進してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、より高い成長性を確保する観点から「売上高」の伸び率において各事業が属する市場全体の伸び率を上回ることを重視し、短期的な利益に固執し過ぎることなく中長期的な企業価値の向上を目指しております。

(4) 経営環境

新型コロナウイルス感染症の拡大、収束の過程において、社会や経済の在り方が大きく変化していくことが予想され、企業活動においても在宅勤務を含む多様な働き方の拡大と、業務のデジタル化が加速していく契機となると考えられます。当社グループの事業領域においては、対面営業の自粛による新規顧客獲得機会の損失、顧客企業の広告宣伝費抑制等による売上高減少のリスクがあるものの、収束後の新しい企業活動に資するメディア並びにソリューション提供の一層の強化により、業容のさらなる拡大を見込んでおります。

オンラインメディア事業

2021年の国内インターネット広告市場規模は前年比21.4%増、インターネット広告媒体費は同22.8%増（出典：株式会社電通「2021年 日本の広告費」）となり継続的な拡大基調にあり、企業における購買プロセスでインターネットの活用が急速に進んでいる状況にあります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまで以上に企業活動におけるインターネットの活用を促すと考えられることから、インターネット広告市場の拡大基調は続くものと予測しております。また、テレワークやペーパーレスの拡大等、ワークスタイルの変革に向けたIT環境の整備が企業活動の継続のために急務となっており、テレワーク関連カテゴリー等における検索数の大幅な増加が当面は続くものと見込まれます。

このため、「ITトレンド」への掲載製品・サービス数の拡大を図るとともに、検索エンジンを中心とした集客の最適化、口コミ機能の拡張やユーザデータベース構築を推進することで、来訪者数と資料請求数の更なる増加を見込んでおります。

ITソリューション事業

近年のデジタルマーケティングの手法の確立とともに、テレビや紙媒体などのマスマーケティングから、顧客ごとに最適なアプローチを行うOne to Oneマーケティングへの移行が進んでおります。マーケティングオートメーションにつきましても、「マーケティングオートメーション元年」と言われた2014年以降、急速に普及が進んでおり、国内統合型マーケティング支援ツール市場は引き続き大きな伸びが見込まれております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業の営業活動におけるインターネットを活用したOne to Oneマーケティングの重要性は更に増してくるものと見込まれる一方で、短期的には競合関係が激化していることから堅実なアカウント数の増加を見込んでおります。

金融プラットフォーム事業

証券営業の分野は、ITの活用による業務の効率化、デジタルマーケティングによるマーケットの拡大の余地がまだまだ大きいと認識しております。子会社の株式会社Innovation IFA Consultingを核として、既存のIFA事業にとどまらず、将来の金融周辺事業全般におけるITプラットフォーム化を見据えた事業展開を目指してまいります。

(5) 会社の対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響および対応

世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、当社グループでは対策本部を設置し、迅速な対応を進めてまいりました。緊急事態宣言下における外出自粛要請に対し、2020年3月よりグループ全体での在宅勤務、対面営業活動の自粛を徹底する中で、感染症拡大前の事業活動を維持するに留まらず、より効率化を実現した状態で事業活動を継続しております。また、収束後の新しい働き方の検討を進めており、労働環境の多様化に向けての社内情報システムの強化、各種規程の整備等に取り組んでおります。事業面においては、テレワークや社内業務のデジタル化への対応が急務となっている顧客企業への提供価値の維持と向上に努めてまいります。

インターネット業界の変化への対応

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、認知度の向上に伴い今後も規模が拡大すると予想されますが、一方で新規参入、サービスの飽和、価格の下落、代替サービスの登場等も進むものと考えております。当社グループが今後も継続的に事業を拡大させていくためには、このような変化をいち早く捉え変化に対応するとともに、常に新しい付加価値を創造し続けることが必要であると考えております。このため当社グループでは、技術革新や顧客ニーズの変化にいち早く対応できる柔軟な経営判断及び組織運営を心がけるとともに、機能改善や新機能追加等を迅速かつ継続的に進められるよう、優秀な人材の採用や社内の育成環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

事業内容の多様化や新規事業による収益基盤の拡大

イ．技術革新及び顧客ニーズの変化への対応

当社グループのさらなる成長のためには、事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていくことで収益基盤を拡大することが必要不可欠であると考えております。このため、技術革新及び顧客ニーズの変化をいち早く読み取り、事業内容の多様化及び新規事業に積極的に取り組んでまいります。

ロ．デジタル情報の有効活用

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスでは、見込み顧客の行動履歴等のデジタル情報が蓄積されております。これらの蓄積されたデジタル情報を活用することが事業内容の多様化や新規事業に必要な不可欠であると考えております。このため、蓄積されたデジタル情報を個人情報と特定しない形式にてビッグデータ化し、それらの分析及び活用に積極的に取り組んでまいります。

認知度の向上

当社グループは、これまでインターネットへの広告の掲載、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供する各種サービスの顧客の拡大、企業価値の向上を実現するには当社グループ及びサービスの認知度の向上も必要であると考えております。今後は、費用対効果を見極めながらインターネット、展示会及びマスメディア等も活用しさらなる認知度の向上に努めてまいります。

開発力の強化

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、サービスの機能優位性及び販売価格を維持していくためには機能の改善や追加を迅速かつ継続的に実施していくことが必要であります。当社グループでは、国内自社開発リソースの確保に注力しており、今後も引き続き開発リソースの確保に努めてまいります。

人材の確保と育成

当社グループのさらなる成長のためには、優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。そのため、新卒採用を中心に積極的な採用活動を継続することはもちろんのこと、労働市場における認知度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、人材に対する教育育成にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。そのため、安定してサービスを提供するため顧客の増加にあわせたサーバの増設等の設備投資を継続的に行うことはもちろん、新しいシステム稼働環境を創造していくことに取り組んでまいります。

内部管理体制の強化について

当社グループは、企業価値の拡大を図る中でコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底しております。今後も、内部管理体制の整備、強化及び見直しを適切に行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業経営環境に関するリスクの変化について

当社グループは、主にインターネット業界において法人営業に特化し各種サービスを提供しております。現在は、顧客企業の営業やマーケティング関連への投資マインドの上昇を背景として事業拡大をしておりますが、今後国内外の経済情勢や景気動向等の理由により顧客企業の営業やマーケティング関連への投資マインドが減退するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インターネット業界の変化について

当社グループは、インターネット業界を主たる事業領域としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットのさらなる普及が成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットに関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

近年、インターネット広告市場は拡大傾向にあります。しかしながら、インターネット広告市場は、インターネットそのものの市場成長が阻害されるような状況、景気動向や広告主の広告戦略の変化などによる影響を受けやすい状況にあります。当社グループでは、収益源を分散させるなど広告収入に頼らない新たなサービスの展開を進めておりますが、今後これらの状況に変化が生じ、企業がインターネット広告への支出を削減する場合、また当社グループが急速な環境変化への対応が遅れる場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 検索エンジンの変化について

主にオンラインメディア事業では検索エンジン（Google及びYahoo! Japan等）から多くのユーザを集めており、検索エンジンからの集客を強化すべくSEO対策等の必要な対策を継続的に行っております。しかしながら、検索エンジンを提供する企業が、検索ロジックを変更し検索結果の表示順位が変更された場合、または新たな検索エンジンが主流になった場合、当社グループの提供サービスへの集客に影響が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

オンラインメディア事業では成果報酬課金モデルとして、ITソリューション事業の主なサービスである「List Finder」ではマーケティングオートメーションツールとして、それぞれ先行者メリットを活かし顧客数を伸長するとともに顧客のニーズに合ったサービスの開発を行うことで優位性を高めております。しかしながら、大小様々な競合が存在することから、参入障壁は著しく高いものとは言えず、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社により類似したサービスが開発され価格競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定サービスへの依存リスクについて

現状、当社グループの主たる収益はオンラインメディア事業による収入であります。今後、オンラインメディア事業の競合媒体との競争激化などにより、オンラインメディア事業の売上が大幅に減少した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業内容の多角化や新規事業について

当社グループは、法人営業支援を中心とした業容拡大を目的として、今後も事業内容の多角化や新規事業への取り組みを進めていく方針であります。そのため、人材の採用、教育及びシステム開発費等の追加的な支出が発生する場合や、事業内容の多角化や新規事業が計画のとおりに移行しない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術革新への対応について

当社グループが各種サービスを提供するインターネット業界におきましては、新技術の開発及びそれに基づく新しいサービスの導入が頻繁に行われており、あわせて顧客のニーズも非常に変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素に対して情報の収集、蓄積、分析及び習得に取り組んでおります。しかしながら、技術革新において当社グループが予期しない急激な変化があり、その対応が遅れた場合や新技術に対応するため予定していないシステムへの投資が必要になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) システムトラブルによるリスクについて

当社グループの各種サービスは、主にインターネットを通じて提供しており、同サービスの保守、運用及び管理は通信ネットワークに依存しております。各種サービスの安定的な提供のためサーバ設備の増強や情報セキュリティ責任者が適切なセキュリティ手段を講じることによる外部からの不正アクセスの回避等を行っておりますが、以下のシステム障害が発生した場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

サービス提供コンピュータシステムへの急激なアクセス増加や、電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によって、当該コンピュータシステム及び周辺システムがダウンした場合

コンピュータウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合

従業員の過誤等によって、当社グループの提供サービスのプログラムが書き換えられ、または、重要なデータが削除された際に、事態に適切に対応できずに信頼失墜や損害賠償による損失が生じた場合

(9) 記事原稿による第三者の権利侵害等のリスクについて

当社グループ事業のうちオンラインメディア事業における「ITトレンド」には、時流に即したビジネスに関する課題解決のヒントとなるような記事を掲載しております。当社グループでは、記事の盗用等により第三者の権利を侵害しないようITツールを利用した事前確認及び著作物引用ルールの徹底、法令に関する記載の誤りによって閲覧者を法令違反へ誘導しないための確認、記載内容に著しく公平性を欠くことにより閲覧者の誤認を招かないための確認等、様々な対策を実施しております。しかしながら、これらの記事が第三者の権利を侵害していた場合、もしくは正確性、公平性に欠けた内容を掲載した場合、当社グループの事業及び業績や社会的な信用に影響を与える可能性があります。

(10) 法的規制等によるリスクについて

当社グループ事業のうちオンラインメディア事業におきましては、顧客企業の製品、サービスに係る情報を当社グループの運営するWebサイトに掲載しており、当該掲載情報に関しては私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の規制を受けております。当社グループは、当該法律を遵守するために必要な社内体制の整備を行っておりますが、法律改正等により当社グループの整備状況に不足が生じ、また当社グループが受ける規制や責任の範囲が拡大した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループ事業のうちITソリューション事業におきましては、「List Finder」の導入企業の営業担当者は自社のWebサイトを閲覧している企業や過去に名刺交換や自社セミナーに参加した企業内個人が、自社のWebサイトのどのページを閲覧しているのかといった企業や企業内個人の自社のWebサイトにおける行動履歴を把握することが可能となり、その際に導入企業は当該見込み顧客の個人情報を取得する場合があります。当社グループにおいては、個人情報取扱事業者として適切な管理体制を構築するため、プライバシーマークの取得や、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の運営、維持及び改善に努めております。また、導入企業へ「List Finder」を提供する際には利用規約やガイドライン等により、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）や特定電子メールの送信の適正化（特定電子メール法）に関する法律等の各種法律の遵守やWebサイト閲覧者の保護施策の実施を促しております。また、導入企業が当該法律に反する状況やWebサイト閲覧者の保護が必要である状況を当社グループが確認した場合には、導入企業に対して適切な対応を依頼するなど、導入企業と共にサービスの適切な利用に努めております。しかしながら、導入企業における法令遵守体制が継続されない場合など、当社グループの意図しない形で導入企業が法律に反する行為を行った場合には、当社グループのブランドや信頼が毀損されるおそれがあります。その場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループ事業のうち金融プラットフォーム事業における金融商品仲介業務におきましては、金融商品取引法及び関連法令等の規制を受けるとともに、事業活動の前提となる金融商品仲介業の登録を受けております。この登録に特段の期限の定めはないものの、登録を受けた会社が、法令等に違反した場合には、事業の全部もしくは一部を停止、あるいは登録の取り消しとなることがあると金融商品取引法により定められております。

また、金融プラットフォーム事業における保険募集業務においては、保険業法及び関連法令等の規制を受け、損害保険代理店の登録並びに生命保険募集人の登録を受けております。この登録に特段の定めはないものの、登録を受けた会社が法令等に違反した場合等には、業務の全部もしくは一部を停止、あるいは免許の取り消しとなることがあると保険業法により定められております。

当社グループにおいては、内部管理体制の強化とコンプライアンス体制の整備に努めており、現在を含め過去においても、登録の取消や更新拒否の事由となる事実は発生しておりません。しかしながら、将来においてこれら法令に違反する事実が発生し、登録の取り消しや行政処分が発せられた場合には、当社グループの事業活動や経営成績に影響を与える可能性があります。

また、関連法令の改正や制定に伴い当社グループの事業活動が制約を受ける場合や当社グループが十分に対応できない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 市場及び事業環境に関するリスクについて

景気変動及び金融市場の動向について

当社グループ事業のうち金融プラットフォーム事業におきましては、景気動向や株式相場、金利水準、為替相場等の金融市場の影響を受けやすい株式等の商品の取り扱いをしております。当社グループに所属するIFAに対して、生涯にわたり顧客に寄り添う姿勢でアドバイスを続けるよう指導することで、顧客資産に関する短期的な景気変動や金融市場の影響を軽減するよう努めており、それにより市場環境の悪化が顧客満足の低下につながらないよう取り組んでおります。しかしながら、このような対策が十分に機能せず、景気の減速や市場環境が悪化した場合、投資意欲の減退や取引の縮小により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

税制改正及び政策変更について

当社グループ事業のうち金融プラットフォーム事業は、政府による税制改正による金融商品への課税強化や金融政策の大きな変化が生じた場合、既存顧客の投資意欲の低下、新規資金導入に影響を与えることが考えられ、その結果当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 特定人物への依存について

代表取締役社長である富田直人は、当社グループの創業者であり、会社経営の最高責任者として経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社グループの事業推進において重要な役割を果たしております。当社グループは、同氏に過度に依存しない経営体制を整備するため、取締役会や事業運営のための経営会議等における取締役及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 人材の採用、育成について

今後の業容拡大を図る中で、各事業において専門性を有する人材の採用、育成は不可欠であると認識しており、積極的かつ継続的に採用、教育活動を進めております。しかしながら、人材獲得競争が激化し、優秀な人材の採用が困難となる場合や在職している人材の社外流出が大きく生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報管理体制について

当社グループは、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。当該情報資産を保護するために情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入等により、当該情報資産が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、当社グループの社会的信頼の失墜、損害賠償請求の発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の拡大を図る中でコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底するにあたり十分な体制を構築していると考えておりますが、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのうち金融プラットフォーム事業におきましては、金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）、その他の法令規則等に準拠しており、内部管理責任者の増強や内部管理体制の拡充に努めております。当社は常時IFAの活動についてのモニタリングや社内研修等により、コンプライアンス意識、法令・諸規則の順守状況の把握に努めるとともに、コンプライアンスや社内外のルール遵守の徹底を図っております。しかしながら、IFAや役職員に対するこれらの教育・指導やモニタリング等が十分に機能せず、あるいはこうした教育・指導を無視したことによりコンプライアンス違反事例が発生した場合には、当社の信用の低下につながる可能性や当社が損害賠償責任を負う可能性があることから、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 訴訟等について

知的財産権の侵害におけるリスクについて

当社グループは、会社名及び提供しているサービスの名称について商標登録申請をしております。また、第三者の知的財産権の侵害の可能性については、社内規程に基づき企画管理ユニット及び顧問弁護士並びに弁理士等を通じて事前調査を行い対応しております。しかしながら、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合、当社グループへの損害賠償請求やロイヤルティの支払い要求、使用差止め請求等が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟リスクについて

当連結会計年度末において、訴訟等は発生しておりません。しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、顧客、取引先またはその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や損害賠償の金額によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 自然災害について

当社グループが提供するサービスにおいて顧客の情報資産が格納されるサーバは、日本国内において2拠点以上で管理することでリスク分散をさせておりますが、データセンターやその周辺のネットワーク設備等に被害を及ぼす災害、事故等が発生し情報資産の消失又はサービスの提供が維持できない状態に至った場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新株予約権行使による株式価値希薄化に関するリスクについて

当社は、取締役及び従業員に対し新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社の株価に影響を与える可能性があります。当連結会計年度末現在において、これらの新株予約権による潜在株式数は21,200株であり、発行済株式総数2,399,600株の0.88%に相当しております。

(19) 資金使途について

当社グループが、2020年7月に実施した第三者割当増資により調達した資金の使途につきましては、新たな価値創造に資する企業等を対象とした将来のM&Aにおける投資有価証券取得資金、オンラインメディア事業関連の設備投資資金、当社子会社を通じたマーケティング費用、当社子会社の人材採用関連費用に充当しております。当社グループが属する業界においてはさらに急速に事業環境が変化することも考えられ、当連結会計年度末現在における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性もあります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が増減を繰り返し、経済及び社会がその影響を受けながら推移いたしました。新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展に伴い、今後の経済活動の再開が徐々に実現してきているものの、国内景気や企業収益に与える影響については依然として先行き不透明な状況であります。

このような環境のもと、当社グループは、創業以来培ってきた営業、マーケティング、そしてテクノロジーのノウハウを活用して、グループミッションである「働くを変える。」の実現に向けて法人営業の新しいスタイルを創造する事業の拡大に取り組んでまいりました。当連結会計年度の売上高は、営業を中心とした人材採用の強化と費用対効果の高い集客施策の実施に加え、テレワーク関連カテゴリにとどまらず多くのカテゴリで掲載製品数が増加したことが資料請求に大きく寄与したことから、オンラインメディア事業を中心に拡大基調で推移いたしました。また、前連結会計年度より連結子会社となりました株式会社Innovation IFA Consultingが提供する金融プラットフォーム事業についても売上に寄与し始めてきたことにより、当初計画を大きく上回りました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は4,380,215千円（前年同期比42.1%増）、営業利益は777,550千円（前年同期比50.2%増）、経常利益は784,143千円（前年同期比50.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は448,076千円（前年同期比52.7%増）となりました。

当連結会計年度における報告セグメント別の業績の詳細は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度より新たに連結子会社となった株式会社Innovation IFA Consultingが提供しております金融プラットフォーム事業は「その他」の事業区分としておりましたが、重要性が増したため当連結会計年度より独立表記しております。

（オンラインメディア事業）

オンラインメディア事業の主力である「ITトレンド」におきましては、当連結会計年度の来訪者数（延べ人数）は19,653,109人（前年同期比25.1%増）となりました。また、掲載製品数が2,648製品（前年同期は1,890製品）と前年同期に比べ40.1%増加したことに伴い資料請求数が増加したこと及び、前期より新たな取り組みとして開始したITトレンドEXPOが計画通り年間3回の開催を実現し、当初計画以上の出展社数と視聴参加者数を達成できたこと等により、オンラインメディア事業の売上高は3,243,908千円（前年同期比32.9%増）、セグメント利益は1,225,312千円（前年同期比42.5%増）となりました。

（ITソリューション事業）

ITソリューション事業の主力製品である「List Finder」におきましては、当連結会計年度末のアカウント数は478件（前年同期比0.6%増）と微増にとどまったものの、アカウント当たりの単価は上昇し増益基調で推移いたしました。一方、新規事業であるコクリボにおいて機能追加のための投資等により費用が増大する中で新規アカウント獲得に苦戦したことから当初計画を達成することが出来ませんでした。この結果、ITソリューション事業の売上高は477,916千円（前年同期比1.1%増）、セグメント利益は110,165千円（前年同期比19.5%減）となりました。

（金融プラットフォーム事業）

金融プラットフォーム事業におきましては、独立系フィナンシャルアドバイザーの増員等による体制強化に注力いたしました。当連結会計年度における金融プラットフォーム事業の売上高は652,670千円（前年同期比288.4%増）、セグメント利益は66,729千円（前年同期比148.7%増）となりました。

当連結会計年度末における財政状態は、次のとおりであります。

(資産)

資産につきましては3,769,496千円となり、前連結会計年度末に比べ632,398千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が182,823千円、受取手形及び売掛金が203,488千円、ソフトウェアが80,600千円及び投資有価証券が123,507千円増加したことによるものであります。

(負債)

負債につきましては747,456千円となり、前連結会計年度末に比べ141,746千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が48,262千円、未払費用が33,375千円及び買掛金が19,673千円増加したことによるものであります。

(純資産)

純資産につきましては3,022,040千円となり、前連結会計年度末に比べ490,651千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益448,076千円を計上したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ182,823千円増加し、2,180,604千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は466,456千円(前年同期は422,789千円の獲得)となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益759,502千円、減価償却費45,030千円、投資有価証券評価損20,114千円、売上債権が203,049千円増加、仕入債務が19,673千円増加、未払費用が34,284千円増加、前払費用が23,401千円増加及び法人税等の支払額246,869千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果支出した資金は283,614千円(前年同期は349,173千円の支出)となりました。この主な要因は無形固定資産の取得による支出127,266千円、投資有価証券の取得による支出154,086千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果支出した資金は17千円(前年同期は1,246,984千円の収入)となりました。この要因は、自己株式の処分による収入233千円及び自己株式の取得による支出251千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第22期連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
オンラインメディア事業	3,243,908	132.9
ITソリューション事業	477,916	101.1
金融プラットフォーム事業	652,670	388.4
合計	4,374,496	141.9

(注) 相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10以上の主要な販売先はありませんので、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。これら見積りや判断には不確実性が存在するため、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度における経営成績等は、オンラインメディア事業、ITソリューション事業及び金融プラットフォーム事業の各セグメントにおいて、収益性拡大のための様々な施策を行った結果、売上高4,380,215千円(前年同期比42.1%増)、売上総利益は2,231,941千円(前年同期比43.8%増)となりました。また、販売費及び一般管理費は1,454,391千円(前年同期比40.6%増)となりました。その結果、営業利益は777,550千円(前年同期比50.2%増)となりました。

これに、営業外収益9,354千円及び営業外費用2,761千円を計上した結果、経常利益は784,143千円(前年同期比50.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は448,076千円(前年同期比52.7%増)となりました。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

当社グループの資金需要のうち主なものは、人材採用費、販売促進に係る費用及び知名度向上のための広告宣伝費等の費用であります。また、新サービス及び新機能追加に係る費用、並びに研究開発費等の投資を目的とした資金需要があります。

当該資金については、手元資金による内部留保で十分まかなえております。

なお、今後は、2022年3月22日に設立いたしましたINNOVATION HAYATE V Capital投資事業有限責任組合を通じて投資を実行していく予定です。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)(投資事業有限責任組合の設立)」をご参照ください。

当社は、法人営業に特化して、認知、見込み顧客情報入手を支援する「オンラインメディア事業」及び見込み顧客育成、提案・クロージング、アップセル・クロスセルを支援する「ITソリューション事業」を行っております。「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、事業基盤の安定や人材の確保をはじめとする様々な課題に対処し、事業環境の変化にも柔軟かつ即応することが重要であると認識しております。今後も継続的な発展を実現するために、最善の経営方針を立案するよう努めてまいります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。
(オンラインメディア事業)

2021年の国内インターネット広告市場規模は前年比21.4%増、インターネット広告媒体費は同22.8%増(出典：株式会社電通「2021年 日本の広告費」)となり継続的な拡大基調にあり、企業における購買プロセスでインターネットの活用が急速に進んでいる状況にあります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまで以上に企業活動におけるインターネットの活用を促すと考えられることから、インターネット広告市場の拡大基調は続くものと予測しております。また、テレワークやペーパーレスの拡大等、ワークスタイルの変革に向けたIT環境の整備が企業活動の継続のために急務となっており、テレワーク関連カテゴリー等における検索数の大幅な増加が当面は続くものと見込まれます。

このため、「ITトレンド」への掲載製品・サービス数の拡大を図るとともに、検索エンジンを中心とした集客の最適化、口コミ機能の拡張やユーザデータベース構築を推進することで、来訪者数と資料請求数の更なる増加を見込んでおります。

一方、国内外経済の低迷が長期化した場合、企業の広告宣伝費予算の削減、IT投資の中止、人材採用の抑制等の動きが拡大する可能性も想定されること、また当社営業社員による対面営業活動が制限されることにより新規顧客の開拓に支障が生じる可能性があることから、カテゴリーによっては掲載製品・サービス数の拡大が計画通り進捗せず、当事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ITソリューション事業)

近年のデジタルマーケティングの手法の確立とともに、テレビや紙媒体などのマスマーケティングから、顧客ごとに最適なアプローチを行うOne to Oneマーケティングへの移行が進んでおります。マーケティングオートメーションにつきましても、「マーケティングオートメーション元年」と言われた2014年以降、急速に普及が進んでおり、国内統合型マーケティング支援ツール市場は引き続き大きな伸びが見込まれております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業の営業活動におけるインターネットを活用したOne to Oneマーケティングの重要性は更に増してくるものと見込まれる一方で、短期的には競合関係も激化していることから、堅実なアカウント数の増加を見込んでおります。

(金融プラットフォーム事業)

証券営業の分野は、ITの活用による業務の効率化、デジタルマーケティングによるマーケットの拡大の余地がまだまだ大きいと認識しております。子会社の株式会社Innovation IFA Consultingを核として、既存のIFA事業にとどまらず、将来の金融周辺事業全般におけるITプラットフォーム化を見据えた事業展開を目指してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合（以下「IHVCファンド」という。）を機関投資家たるハヤテインベストメント株式会社と共同して設立、かつ設立後にIHVCファンドへ出資することを決議し、2022年4月6日に登記が完了いたしました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）（投資事業有限責任組合の設立）」をご参照ください。

5【研究開発活動】

当社グループが提供する、インターネットを活用して非効率な法人営業を効率化させることで企業の売上利益の向上に貢献する事業において、先入観にとらわれず常に新旧様々な技術や手法を活用して顧客のニーズに対応することが重要であると考え、積極的に研究開発活動に取り組んでおります。

(1) 研究開発体制

研究開発を目的とした組織であるコーポレートデザインユニットにおいて、研究開発テーマに応じて研究開発活動を行っております。

(2) 研究開発の状況

研究開発テーマ及び研究開発の状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度はBtoBセールスマーケティング領域において、企業及び個人のビッグデータの収集及び分析・活用による新事業領域への研究開発及び、オンラインメディアのアクセスデータに関する研究開発を行った結果、当連結会計年度の研究開発費の総額は44,064千円となりました。なお、研究開発活動については、特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っていません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資（有形固定資産、無形固定資産）は128,650千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) オンラインメディア事業

オンラインメディア事業においては、86,264千円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、「ITトレンド」に係るサービス提供のためのソフトウェア開発によるものであります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) ITソリューション事業

ITソリューション事業においては、29,042千円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、「コクリポ」に係るサービス提供のためのソフトウェア開発によるものであります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

重要な設備投資はありません。

また、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都 渋谷区)	全社(共通)	本社機能 ソフトウェア	13,757	5,420	14,723	-	33,901	40 [-]
	オンライン メディア事業	ソフトウェア	-	-	143,428	-	143,428	- [-]
	ITソリュー ション事業	ソフトウェア	-	-	48,393	-	48,393	- [-]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数の[]は平均臨時従業員を外数で記載しております。

3. 連結会社以外から本社を賃借しており、当期の年間賃借料(子会社への転貸分を含む。)は49,233千円であります。

(2) 国内子会社

当社国内子会社は設備を有していないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,500,000
計	9,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,399,600	2,515,700	東京証券取引所 マザーズ(事業年度末現在) グロース市場(提出日現在)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,399,600	2,515,700	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2016年2月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載しております。
新株予約権の数(個)	10,600 [10,600]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,200 [21,200] (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議により承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2017年7月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または業務提携先である会社の取締役のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得できる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2022年3月22日開催の当社取締役会において決議され発行した新株予約権は次のとおりであります。

第7回新株予約権

決議年月日	2022年3月22日
新株予約権の数(個)	2,907個[1,746個]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 290,700株[174,600株] (注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1株当たり2,323円(注)5
新株予約権の行使期間	2022年4月8日から 2024年4月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(2022年4月7日)における内容を記載しております。発行日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項について発行日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付き新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(「3. 新株予約権の目的となる株式の種類」参照。)290,700株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(「4. 新株予約権の目的となる株式の数(1)」参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(「5. 新株予約権の行使時の払込金額(2)」において定義する。)が修正されても変化しない(ただし、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正

発行日以降、行使価額は本項に基づき修正される。発行日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、「5. 新株予約権の行使時の払込金額(3)行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

本第7回新株予約権証券において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日()をいう。

()本新株予約権を行使する場合、新株予約権行使期間中にみずほ信託銀行株式会社を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本項(2)に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

(4) 行使価額の下限

行使価額は1,161.50円(本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)(ただし、「5. 新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整行使価額の調

整」の規定に準じて調整を受ける。)(以下、本第7回新株予約権証券において「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項(2)に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

(5) 割当株式数の上限

290,700株(2022年3月22日の当社発行済普通株式総数2,399,600株に対する割合は、12.11%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。ただし、「4.新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整される場合がある。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)343,462,050円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

3. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

完全議決権株式であり株主の権利に特に限定のない株式

単元株式数 100株

4. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式290,700株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本第7回新株予約権証券において「割当株式数」という。))は100株とする。ただし、本項(2)乃至(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」という。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」及び「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整 e.」に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、第7回新株予約権証券において「行使価額」という。)は、当初2,323円(以下、本第7回新株予約権証券において「当初行使価額」という。)とする。ただし、行使価額は本項(3)項に定める修正及び(4)に定める調整を受ける。

(3) 行使価額の修正

発行日以降、行使価額は本項に基づき修正される。発行日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本項を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

行使価額は下限行使価額である1,161.50円(本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)を下回らないものとする。本項に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

(4)行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式(以下、本第7回新株予約権証券において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。ただし、調整後行使価額が調整前行使価額を上回る場合は、行使価額は調整前行使価額のままとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項 b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を含む。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
- c. 本項 b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を含む。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項 b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本号c.による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- e. 本号a.乃至c.の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号a.乃至c.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、本項 e. の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普

通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 b. の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主へ配当を行う場合により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記 e. に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定である。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとする。

第8回新株予約権

決議年月日	2022年3月22日
新株予約権の数(個)	2,340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 234,000株(注)3, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1株当たり2,757円(注)5
新株予約権の行使期間	2022年4月8日から 2027年4月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(2022年4月7日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付き新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(「3. 新株予約権の目的となる株式の種類」参照。)234,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(「4. 新株予約権の目的となる株式の数(1)」参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(「5. 新株予約権の行使時の払込金額(3)行使価額の修正」において定義する。))が修正されても変化しない(ただし、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正される。修正がなされた日以降、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、「5. 新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。))における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。))があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

本第8回新株予約権証券において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日()をいう。

()本新株予約権を行使する場合、新株予約権行使期間中にみずほ信託銀行株式会社を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

(4) 行使価額の下限

行使価額は1,161.50円(本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)(ただし、「5. 新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」の規定に準じて調整を受ける。)(以下、本第8回新株予約権証券において「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項(2)に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

- (5) 割当株式数の上限
234,000株(2022年3月22日の当社発行済普通株式総数2,399,600株に対する割合は、9.75%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)274,131,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
3. 新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
完全議決権株式であり株主の権利に特に限定のない株式
単元株式数 100株
4. 新株予約権の目的となる株式の数
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式234,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本第8回新株予約権証券において「割当株式数」という。))は100株とする。ただし、本項(2)乃至(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」という。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 「5. 新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「5. 新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
調整後割当株式数 =
$$\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る「5. 新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整 及び 」による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「5. 新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整 e.」に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使時の払込金額
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本第8回新株予約権証券において「行使価額」という。)は、当初2,757円(以下、第8回新株予約権証券において「当初行使価額」という。)とする。ただし、行使価額は本項(3)に定める修正及び(4)に定める調整を受ける。
- (3) 行使価額の修正
本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正される。修正がなされた日以降、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、以下 を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。
行使価額は下限行使価額である1,161.50円(本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)を下回らないものとする。上記 に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。
- (4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式(以下、本第8回新株予約権証券において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。ただし、調整後行使価額が調整前行使価額を上回る場合は、行使価額は調整前行使価額のままとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項(4) b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を含む。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
- c. 本項(4) b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4) b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を含む。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4) b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記c. による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- e. 上記a.乃至c.の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記a.乃至c.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、(4) e.の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普

通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 b. の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

a. 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

b. その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主へ配当を行う場合により行使価額の調整を必要とするとき。

c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記 e. に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定である。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとする。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年3月22日
新株予約権の数(個)	727個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 72,700株(注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1株当たり3,192円(注)5
新株予約権の行使期間	2022年4月8日から 2027年4月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(2022年4月7日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付き新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(「3. 新株予約権の目的となる株式の種類」参照。)72,700株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(「4. 新株予約権の目的となる株式の数(1)」参照。))は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(「5. 新株予約権の行使時の払込金額(2)」において定義する。))が修正されても変化しない(ただし、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正される。修正がなされた日以降、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、「5. 新株予約権の行使時の払込金額(3)行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

本第9回新株予約権証券において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日()をいう。

()本新株予約権を行使する場合、新株予約権行使期間中にみずほ信託銀行株式会社を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本項(2)に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

(4) 行使価額の下限

行使価額は1,161.50円(本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)(ただし、「5. 新株予約権の行使時の払込金額(4)」の規定に準じて調整を受ける。)(以下、本第9回新株予約権証券において「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本項(2)に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

(5) 割当株式数の上限

72,700株。ただし、「4.新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整される場合がある。

- (6)本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)84,659,150円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

3.新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

完全議決権株式であり株主の権利に特に限定のない株式

単元株式数 100株

4.新株予約権の目的となる株式の数

- (1)本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式72,700株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本第9回新株予約権証券において「割当株式数」という。))は100株とする。ただし、本項(2)乃至(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

- (2)当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」という。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

- (3)当社が「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4)本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整 及び 」による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (5)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、「5.新株予約権の行使時の払込金額(4)行使価額の調整 e.」に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5.新株予約権の行使時の払込金額

- (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本第9回新株予約権証券において「行使価額」という。)は、当初3,192円(以下、第9回新株予約権証券において「当初行使価額」という。)とする。ただし、行使価額は本項(3)に定める修正及び(4)に定める調整を受ける。

- (3)行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正される。修正がなされた日以降、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、下記 を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

行使価額は下限行使価額である1,161.50円(本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)を下回らないものとする。上記 に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

- (4)行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式(以下、本第9回新株予約権証券において

「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。ただし、調整後行使価額が調整前行使価額を上回る場合は、行使価額は調整前行使価額のままとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

a. 下記 b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を含む。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

c. 下記 b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記 b. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を含む。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記 b. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して、当該調整前に上記c. による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

e. 上記a.乃至c.の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記a.乃至c.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、上記e.の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

c. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普

通株式を控除した数とする。また、上記 b.の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主へ配当を行う場合により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記 e.に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「4. 新株予約権の目的となる株式の数」記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定である。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年7月1日 (注)1	962,300	1,924,600	-	337,377	-	316,787
2018年3月31日 (注)2	39,400	1,964,000	3,815	341,192	3,815	320,602
2018年10月31日 (注)2	200	1,964,200	75	341,267	75	320,677
2019年7月9日 (注)3	14,000	1,978,200	5,992	347,259	5,992	326,669
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)2	20,400	1,998,600	800	348,059	800	327,469
2020年 月1日～ 2021年3月31日 (注)2	390,300	2,388,900	633,420	981,479	633,420	960,889
2020年8月7日 (注)4	3,700	2,392,600	9,749	991,229	9,749	970,639
2021年8月6日 (注)5	7,000	2,399,600	10,517	1,001,746	10,517	981,156

(注)1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。

割当先 当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)

2名

発行価格 856円

資本組入額 428円

4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

割当先 当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び当社子会社取締役

3名

発行価格 5,270円

資本組入額 2,635円

5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

割当先 当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び当社子会社取締役

3名

発行価格 3,005円

資本組入額 1,502.5円

6. 2022年4月1日から2022年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が116,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ100,588千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	25	17	17	7	1,768	1,838	-
所有株式数(単元)	-	597	2,031	3,455	1,840	23	16,026	23,972	2,400
所有株式数の割合(%)	-	2.49	8.47	14.41	7.68	0.10	66.85	100.00	-

(注) 自己株式44,066株は、「金融機関」に439単元及び「単元未満株式の状況」に166株を含めて記載しております。
なお、自己株式数には株式給付信託(J-ESOP)の導入に伴い当社から拠出した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)名義の当社株式43,900株を含めております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
富田 直人	東京都渋谷区	841,600	35.07
株式会社NTI	東京都渋谷区広尾4丁目1-13-1106	200,000	8.34
株式会社日経ビーピー	東京都港区虎ノ門4丁目3-12	140,000	5.83
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	91,800	3.83
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	44,000	1.83
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	43,900	1.83
遠藤 俊一	東京都大田区	41,000	1.71
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	39,687	1.65
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人:モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目44811大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	37,700	1.57
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	33,000	1.38
計	-	1,512,687	63.04

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)の所有株式43,900株は、株式給付信託(J-ESOP)導入に伴う当社株式であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,397,100	23,971	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	2,400	-	-
発行済株式総数	2,399,600	-	-
総株主の議決権	-	23,971	-

- (注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式66株が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式43,900株(議決権439個)が含まれております。

【自己株式等】

当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しており、信託財産として株式会社日本カストディ銀行が当社株式43,900株を保有しております。当該株式につきましては、連結財務諸表においては会計処理基準に基づき自己株式として計上しておりますが、前記「発行済株式」においては、会社法に規定する自己株式に該当せず議決権も留保されているため、「完全議決権株式(その他)」に含めており、「議決権制限株式(自己株式等)」または「完全議決権株式(自己株式等)」には含めておりません。なお、当社は単元未満株式を66株保有しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(当社従業員に対する株式給付信託 (J-ESOP))

1 . 制度の概要

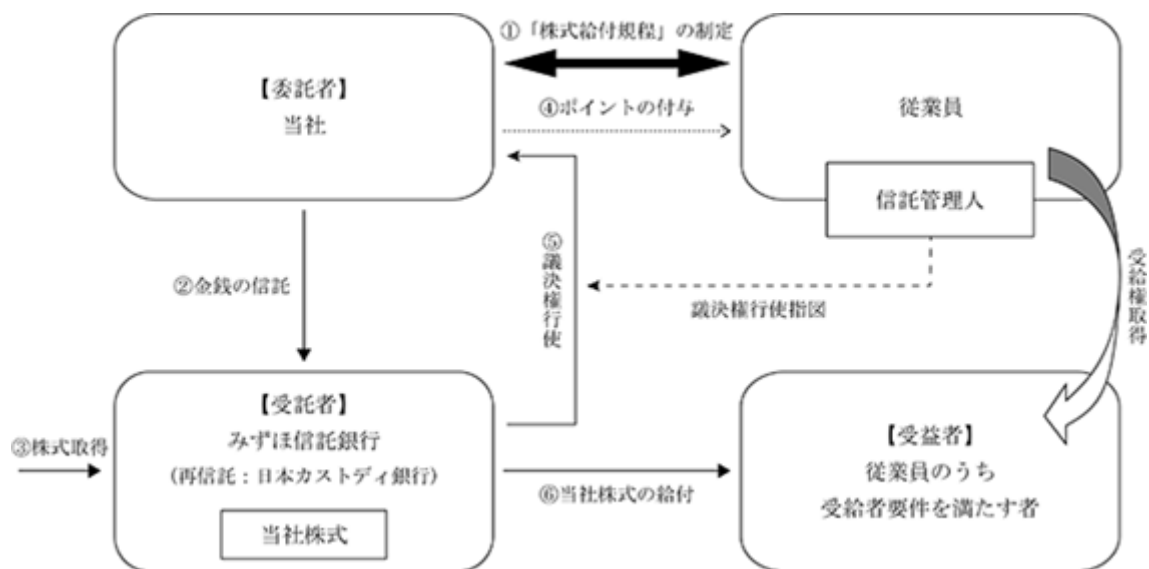
当社は、2019年5月27日開催の取締役会に基づいて、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP) 」 (以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

< 本制度の仕組み >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定いたしました。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社 (再信託先: 株式会社日本カストディ銀行) に金銭を信託 (他益信託) いたしました。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたしました。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与いたします。

本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使いたします。

本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者 (以下「受益者」といいます。) に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付いたします。

2 . 従業員に取得させる予定の株式の総数

43,900株

3 . 株式給付信託 (J-ESOP) による受益権その他の権利を受けることができるものの範囲

「株式給付規程」に定める所定の手続きを行い、受益権を取得したもの

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	78	251
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式	166	-	166	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。これに対し従来は、成長拡大の過程にあると位置づけ、経営基盤の強化及び積極的な事業の多角化、新規事業への取り組み等のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化に向けた投資に充当することで、さらなる業容拡大を実現することが株主の皆様への最大の利益還元と考え、無配としてまいりました。

2022年3月期におきましては、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主の皆様への利益の配当を検討する方針のもと、様々な経営指標を検討した結果、株主の皆様への利益の配分を開始すべき水準であると判断し、配当を開始いたしました。

当社の剰余金の配当の決定機関は、中間配当及び期末配当は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、2022年5月13日開催の取締役会において、1株当たり38円(総額91,184千円)の配当を実施することを決議いたしました。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営規模の拡大と組織文化の構築を両立させながら、株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの構築が不可欠であると考えております。

その実現のため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、経営の健全性・透明性を確保すべく、経営管理体制の強化、充実に努めております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会及び内部監査室等の機関・経営組織を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本報告書提出日現在のもを記載しております。

当社の各機関・経営組織の内容は以下のとおりであります。

α．取締役会

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役が7名以内及び監査等委員である取締役5名以内で構成され、「取締役会規程」に則り毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

β．監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員5名以内で構成され、そのうち過半数以上が社外取締役としております。監査等委員会は、原則として毎月1回の監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査等委員相互の情報共有を図ります。

なお、監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に関与することが可能であるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行います。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めます。

γ．内部監査室

当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で当社グループの全てのユニット及び関係会社等の全てを一事業年度で循環する定期監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告します。代表取締役は監査結果を受け、被監査ユニットに監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査担当は、内部監査の状況等について、随時、監査等委員及び会計監査人と連携しております。

δ．リスク管理委員会

当社は、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保する体制を構築しております。社内のリスク管理を統括する組織として、代表取締役が委員長となり、取締役、内部監査担当者及び各ユニット長にて組織するリスク管理委員会を設置し、年に4回以上開催し、全社的なリスク及び対策を協議いたします。また、リスク管理委員会には監査等委員が関与し、必要に応じて意見陳述します。

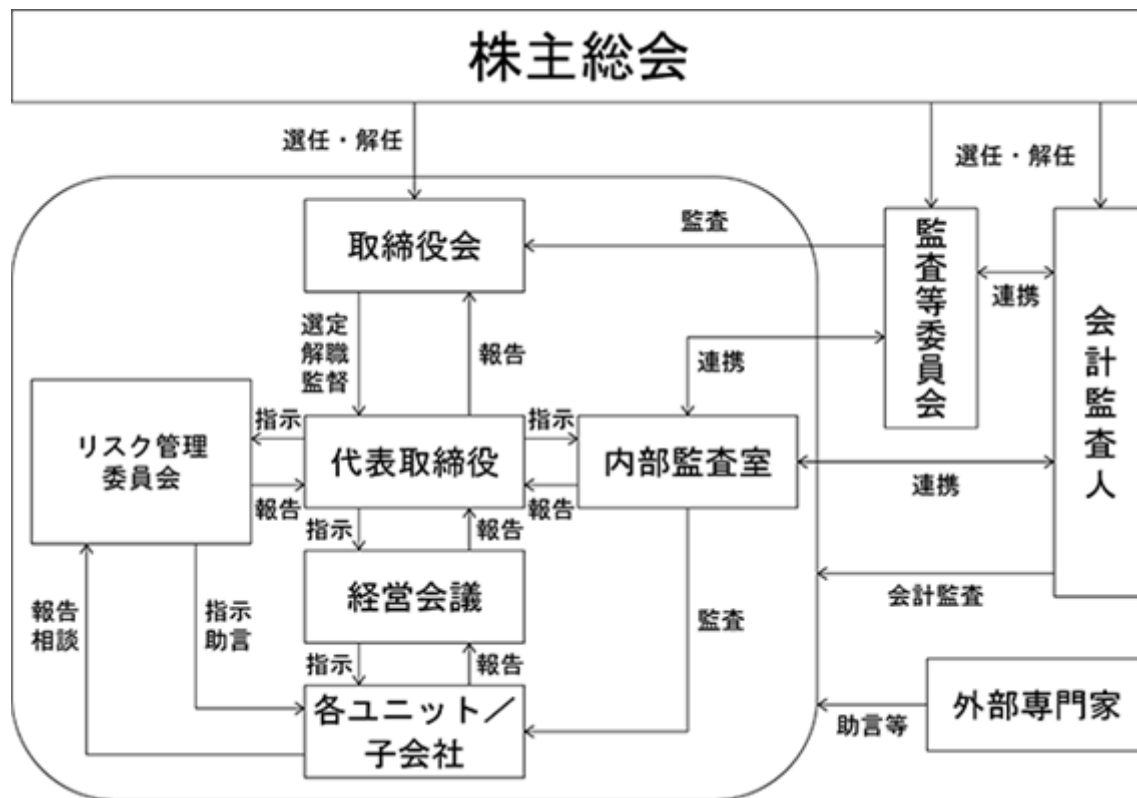
e . 経営会議

当社の経営会議は、監査等委員でない取締役及び各ユニット長で構成され、「経営会議規程」に則り隔週で開催される定時経営会議に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。また、必要に応じて担当者を召集し、具体的な報告を行わせることがあります。

機関ごとの構成員は以下のとおりであります。(○ は機関長を表す。)

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	内部監査室	リスク管理委員会	経営会議
代表取締役社長	富田 直人					
取締役	山崎 浩史	○			○	○
社外取締役（監査等委員）	長谷川 正和	○			○	○
社外取締役（監査等委員）	倉田 宏昌	○	○			
社外取締役（監査等委員）	後藤 和寛	○	○			
内部監査室長						
各ユニット長						○

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。



ロ．その他の企業統治に関する事項

1．内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2015年10月19日の取締役会にて、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の制定及び2020年5月25日の取締役会にて同基本方針を改訂する決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a．当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
 - (b) リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。
- b．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。
- c．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月1回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
 - (b) 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- d．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
 - (b) リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査等委員会にて報告する。
- e．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社グループの内部統制の運営及び実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。
 - (b) 内部監査室は、当社グループの内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。
 - (c) 当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。
 - (d) 監査等委員は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- f．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
 - (b) 当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
 - (c) 当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。

- g．取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項及び経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
 - (b) 当社は、監査等委員へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
 - (c) 取締役は、監査等委員が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる体制を確保する。
 - (d) 取締役は、監査等委員が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査等委員を常設する。
- h．監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- i．その他の監査等委員の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- (a) 代表取締役は、監査等委員と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。
 - (b) 取締役は、監査等委員が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。
 - (c) 取締役は、監査等委員が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。
- j．反社会的勢力排除のための体制
- (a) 当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係を一切遮断することを基本方針とする。
 - (b) 反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、企画管理ユニットが対応を一元管理し、「反社会的勢力対策規程」に基づき、的確に対応する。

2．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理における基本方針の策定、個別リスクの管理状況の把握、リスク回避措置の指導監督、取締役及び従業員に対する教育研修等を行いリスク管理の強化を図っております。

なお、不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることとしております。

八．取締役責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項における損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

二．補償契約

代表取締役社長CEO兼COO富田 直人氏、取締役CFO山崎 浩史氏、長谷川 正和氏、倉田 宏昌氏及び後藤 和寛氏は当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ホ．役員賠償責任保険契約

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．配当に関する事項

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ロ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO兼COO	富田 直人	1965年2月21日	1987年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社 2000年12月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2015年4月 株式会社NTI 代表取締役(現任) 2019年6月 株式会社コクリボ(現 株式会社Innovation X Solutions)代表取締役 2020年2月 株式会社Innovation IFA Consulting取締役(現任) 2020年10月 株式会社Innovation M&A Partners取締役(現任)	(注)2	841,600
取締役CFO	山崎 浩史	1965年10月10日	1990年4月 株式会社クラレ入社 2000年7月 トランス・コスモス株式会社入社 2005年4月 株式会社ザッパラス入社 2005年7月 同社取締役 2010年7月 同社監査役 2013年5月 株式会社パロックジャパンリミテッド入社 2015年5月 同社取締役常務執行役員 2017年5月 同社専務取締役 2018年6月 当社入社 取締役(現任) 2019年6月 株式会社コクリボ(現 株式会社Innovation X Solutions) 監査役(現任) 2019年9月 株式会社Innovation & Co. 監査役(現任) 2020年2月 株式会社Innovation IFA Consulting 監査役(現任) 2020年10月 株式会社Innovation M&A Partners 監査役(現任)	(注)2	9,200
取締役 (監査等委員)	長谷川 正和	1966年12月6日	1989年4月 東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社)入社 1996年9月 水上税務会計事務所入所 2005年2月 前山税理士事務所入所 2007年1月 株式会社オペレーション設立 代表取締役(現任) 2007年8月 株式会社ハピネス・アンド・ディ 監査役 2010年12月 当社取締役 2012年8月 長谷川正和税理士事務所設立 所長(現任) 2016年5月 フュージョン株式会社 監査役(現任) 2018年11月 株式会社ハピネス・アンド・ディ 取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	18,500
取締役 (監査等委員)	倉田 宏昌	1976年5月2日	1998年4月 レッドフォックス株式会社入社 2003年7月 同社取締役 2006年7月 株式会社EVERRISE設立 代表取締役(現任) 2011年1月 EVERRISEエンタテインメント株式会社設立 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	後藤 和寛	1972年6月16日	1998年2月 株式会社ディ・ポップス設立 代表取締役(現任) 2015年10月 株式会社ディ・ポップスグループ設立 代表取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2020年7月 株式会社ファイブニーズ社外取締役(現任)	(注)4	-
計					869,300

(注)1. 取締役長谷川正和氏、倉田宏昌氏及び後藤和寛氏は、社外取締役であります。

2. 2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

3. 2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役長谷川正和氏は、税理士としての会計税務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与する者と判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、提出日現在同氏は、当社の株式18,500株を所有しておりますが、当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外取締役倉田宏昌氏は、企業経営者としての豊富な経験とテクノロジー領域での幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外取締役後藤和寛氏は、企業経営者としての豊富な経験と通信関連事業領域での幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社社外取締役は、取締役会及び監査等委員会等にて社内情報の収集に努め、必要に応じて、内部監査部門である内部監査室及び会計監査人と相互に連携を取りながら、情報共有及び意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名により構成され、全て社外取締役であります。取締役会に監査等委員である取締役が出席するほか、重要な社内会議などの関与を可能としており、経営に関する監視機能を果たしております。また、原則として月1回開催する監査等委員会において、情報共有を図るとともに意見交換を行っております。

このほか、内部監査担当者と監査等委員である取締役及び会計監査人は必要に応じて、意見交換を行い、連携を図っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役（監査等委員）	長谷川 正和	14回	13回
取締役（監査等委員）	倉田 宏昌	14回	14回
取締役（監査等委員）	後藤 和寛	14回	14回

監査等委員会における主な検討事項として、監査の基本方針・年度計画策定、会計監査人の報酬額、取締役会付議事項等があり、それらについて協議の上、決議・同意等を行っております。

また監査等委員である取締役の長谷川正和氏は、リスク管理委員会に陪席し、助言・提言を行っております。

なお、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力しております。

内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査室長を中心として、代表取締役の命を受けた5名が内部監査室を兼務し自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように内部監査を実施しております。内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、経営方針、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、以て経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的として実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

清水 栄一

南山 智昭

d. 業務に係る補助者の構成

公認会計士	13名
会計士試験合格者	3名
その他	15名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査人の選定及び評価に関しましては、下記の重要な点などを勘案し決定いたします。

- 1) 会計監査人の品質管理体制等の適正性
- 2) 監査チームの独立性及び監査計画並びに監査遂行体制の適切性
- 3) 上記計画に対応する監査報酬の妥当性
- 4) 監査役、経営者それぞれとのコミュニケーション等の適切性
- 5) グループ監査の相当性
- 6) 監査遂行状況の適切性

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行における上記1)～6)の重要な点において、当社「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に違う事実は認識されず、それら評価を総合的に勘案した結果、有効かつ適正な監査が引き続き遂行されるものと判断しております。

なお、当社の会計監査人の解任及び不再任の決定の方針は以下のとおりであります。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	25,300	-	31,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	25,300	-	31,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの相当性等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を2021年3月16日の取締役会において決議いたしました。

（決定方針の内容の概要）

- a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額は取締役の役位及び職責に応じて支給額を決定することとしております。
- b. 非金銭報酬として譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の地位を退任する日までとし、期間満了時点をもって譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、付与数は役位及び職責に応じて決定されることとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の内容につきましては、株主総会にて承認された報酬限度額の範囲内で、事前に設定した報酬基準に代表取締役社長が経営状況を勘案した上で、役位及び職責に応じて支給額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第19回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち社外取締役0名）であります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、2019年6月21日開催の第19回定時株主総会において譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を上記の年額の範囲内とする決議がされております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第19回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

なお、当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長CEO兼COOである富田直人が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を、取締役の役位及び職責に応じて決定しております。権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社グループを取り巻く環境及び経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。事前に設定した報酬基準に代表取締役社長が経営状況を勘案し決定しており、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、公正な決定がなされていると判断しております。

代表取締役社長に委任する権限は、株主総会において決議された総額の範囲内における個人別の固定報酬（月額報酬）の額の決定及び株主総会において承認を得た範囲内における金銭報酬債権であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役 を除く)	93,021	74,250	-	18,771	2
監査等委員 (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	10,920	10,920	-	-	3

(注) 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外のものを純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携や事業シナジー効果を見込める等、当社の中長期的な企業価値向上を目的として株式を保有しております。保有に当たっては、毎年、個別銘柄ごとに事業戦略上の保有意義、保有に伴う便益（商取引や事業シナジーによって得られるリターン）につき資本コストとの関係を検証の上、保有の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	5,695
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加による取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	5,695	成長企業への投資、新領域への知見獲得のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適時に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人等の主催する研修に適宜参加し、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,997,781	2,180,604
受取手形及び売掛金	500,532	1,704,020
前払費用	30,141	54,405
その他	61,770	76,175
貸倒引当金	397	449
流動資産合計	2,589,828	3,014,757
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	13,978	13,757
工具、器具及び備品(純額)	8,086	5,420
有形固定資産合計	22,065	19,178
無形固定資産		
ソフトウェア	104,074	184,674
ソフトウェア仮勘定	29,610	30,991
無形固定資産合計	133,684	215,666
投資その他の資産		
投資有価証券	266,558	390,066
関係会社株式	3,600	3,600
従業員に対する長期貸付金	3,300	3,300
繰延税金資産	88,433	92,744
その他	27,137	27,809
貸倒引当金	510	625
投資その他の資産合計	391,519	519,894
固定資産合計	547,269	754,739
資産合計	3,137,097	3,769,496

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	164,250	183,924
未払法人税等	146,837	195,099
未払費用	138,912	172,287
賞与引当金	-	2,299
契約負債	-	24,111
その他	143,120	149,458
流動負債合計	593,120	727,181
固定負債		
株式給付引当金	12,588	20,106
その他	-	168
固定負債合計	12,588	20,274
負債合計	605,709	747,456
純資産の部		
株主資本		
資本金	991,229	1,001,746
資本剰余金	970,639	981,156
利益剰余金	592,454	1,040,531
自己株式	40,066	37,607
株主資本合計	2,514,256	2,985,827
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	276	6,330
その他の包括利益累計額合計	276	6,330
非支配株主持分	17,407	42,543
純資産合計	2,531,388	3,022,040
負債純資産合計	3,137,097	3,769,496

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	3,083,540	4,380,215
売上原価	1,531,452	2,148,274
売上総利益	1,552,088	2,231,941
販売費及び一般管理費	2, 3 1,034,408	2, 3 1,454,391
営業利益	517,679	777,550
営業外収益		
受取利息	1,115	2,507
助成金収入	4,606	5,561
雑収入	1,178	1,285
営業外収益合計	6,901	9,354
営業外費用		
支払利息	46	0
支払手数料	0	1,024
投資事業組合運用損	1,626	1,736
営業外費用合計	1,674	2,761
経常利益	522,906	784,143
特別利益		
負ののれん発生益	69	-
特別利益合計	69	-
特別損失		
固定資産除却損	4 735	4 4,525
減損損失	5 39,029	-
投資有価証券評価損	-	20,114
特別損失合計	39,765	24,640
税金等調整前当期純利益	483,210	759,502
法人税、住民税及び事業税	203,438	287,928
法人税等調整額	23,968	1,637
当期純利益	303,739	473,212
非支配株主に帰属する当期純利益	10,381	25,135
親会社株主に帰属する当期純利益	293,358	448,076

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	303,739	473,212
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1 276	1 6,054
その他の包括利益合計	276	6,054
包括利益	303,463	467,157
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	293,081	442,022
非支配株主に係る包括利益	10,381	25,135

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	348,059	327,469	299,096	39,968	934,656	-	-	-	934,656
当期変動額									
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	9,749	9,749			19,499				19,499
新株の発行（新株予約権の行使）	633,420	633,420			1,266,841				1,266,841
親会社株主に帰属する当期純利益			293,358		293,358				293,358
自己株式の取得				97	97				97
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						276	276	17,407	17,131
当期変動額合計	643,170	643,170	293,358	97	1,579,600	276	276	17,407	1,596,732
当期末残高	991,229	970,639	592,454	40,066	2,514,256	276	276	17,407	2,531,388

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	991,229	970,639	592,454	40,066	2,514,256	276	276	17,407	2,531,388
当期変動額									
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	10,517	10,517			21,035				21,035
親会社株主に帰属する当期純利益			448,076		448,076				448,076
自己株式の取得				251	251				251
自己株式の処分				2,710	2,710				2,710
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						6,054	6,054	25,135	19,080
当期変動額合計	10,517	10,517	448,076	2,458	471,570	6,054	6,054	25,135	490,651
当期末残高	1,001,746	981,156	1,040,531	37,607	2,985,827	6,330	6,330	42,543	3,022,040

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	483,210	759,502
減価償却費	33,759	45,030
減損損失	39,029	-
受取利息及び受取配当金	1,115	2,506
貸倒引当金の増減額(は減少)	627	166
賞与引当金の増減額(は減少)	-	2,299
株式給付引当金の増減額(は減少)	2,566	7,517
投資事業組合運用損益(は益)	1,626	1,736
投資有価証券評価損益(は益)	-	20,114
支払利息	46	0
固定資産除却損	735	4,525
のれん償却額	4,730	-
負ののれん発生益	69	-
株式報酬費用	17,620	20,172
売上債権の増減額(は増加)	221,130	203,049
仕入債務の増減額(は減少)	63,005	19,673
未払費用の増減額(は減少)	57,500	34,284
前払費用の増減額(は増加)	19,303	23,401
その他	63,462	18,087
小計	563,656	704,156
利息及び配当金の受取額	1,115	2,506
利息の支払額	35	0
法人税等の支払額	148,205	246,869
法人税等の還付額	6,258	6,662
営業活動によるキャッシュ・フロー	422,789	466,456
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11,224	1,384
無形固定資産の取得による支出	57,948	127,266
投資有価証券の取得による支出	220,099	154,086
関係会社株式の取得による支出	6,600	-
関係会社貸付けによる支出	50,000	-
従業員に対する長期貸付けによる支出	3,300	-
その他の支出	-	876
投資活動によるキャッシュ・フロー	349,173	283,614
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	488	-
長期借入金の返済による支出	19,271	-
自己株式の処分による収入	-	233
自己株式の取得による支出	97	251
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,256,321	-
新株予約権の発行による収入	10,519	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,246,984	17
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,320,599	182,823
現金及び現金同等物の期首残高	666,017	1,997,781
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	11,164	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,997,781	2,180,604

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社Innovation & Co.、株式会社Innovation X Solutions、株式会社Innovation IFA Consulting

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

株式会社Innovation M&A Partners

連結の範囲から除いた理由

当該非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社Innovation M&A Partners

持分法を適用しない理由

当該非連結子会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体として重要性がないため、投資については持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

オンラインメディア事業

・ITトレンド及びbizplay

主に、IT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」及びビジネス動画掲載サイト「bizplay」の運営を行っており、当該サイトの掲載企業へ見込み顧客情報等を提供することで、収益を稼得しております。

当該サービスは、見込み顧客情報等を引渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、見込み顧客情報等の引渡し時点であることから、当該引渡し時点で収益を認識しております。

・ITトレンドEXPO

オンライン展示会の運営を行っており、出展企業へ出展エリアを提供すること、並びに基調講演及びパネルディスカッションの開催機会を提供することで収益を稼得しております。

当該サービスは、オンライン展示会を開催し、出展企業のIT製品やサービス、その他セミナー情報等を発信する場所を提供する義務を負っております。出展エリアの提供に関しましては、出展企業は自身が出展したオンライン展示会の開催期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、オンライン展示会の開催期間にわたり収益を認識しております。また、基調講演及びパネルディスカッションに関しましては、当該講演の開催機会を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該講演の終了時点をもって収益を認識しております。

・その他

主に、パートナー企業が提供しているサービスの営業代行を行うことにより収益を稼得しております。

当該サービスは、パートナー企業の営業業務の代行を行う義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、パートナー企業のサービスを利用する顧客が当該サービスを利用開始した時点であることから、当該サービス利用開始時点で収益を認識しております。なお、その他のサービスの一部については、パートナー企業によるサービスが提供されるように手配することが当社グループの履行義務であり、代理人として取引を行っているため、パートナー企業が提供するサービスと交換に受け取る額から当該パートナー企業に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

オンラインメディア事業に係る取引の対価は、サービス提供後概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

ITソリューション事業

主に、「List Finder」及び「コクリポ」のツールを提供しており、顧客が当該ツールを利用することで収益を稼得しております。

当該サービスは、顧客のアカウントを発行し、契約期間に応じてツールを利用する権利を付与する義務を負っており、顧客は契約期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、期間にわたり収益を認識しております。

ITソリューション事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

金融プラットフォーム事業

主に、投資者へフィナンシャルコンサルティングを提供し、投資者が株式等の金融商品を買入ることを業務提携先企業へ仲介することで収益を稼得しております。

当該サービスは、業務提携先企業へ投資者を仲介する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、投資者が株式等の金融商品を買入した時点であることから、当該買入完了時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

金融プラットフォーム事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1 無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2021年3月31日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
ソフトウェア (うち、コクリポウェビナー)	104,074 (22,646)	184,674 (54,866)
ソフトウェア仮勘定 (うち、コクリポウェビナー)	29,610 (14,261)	30,991 (4,721)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、事業用資産について継続的に損益の把握を行っている事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。また、営業損益の継続的なマイナス、市場価格の著しい低下、用途変更等によって減損の兆候がある資産グループを把握しております。減損の兆候を識別した場合には、資産グループの将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

コクリポウェビナーの資産グループにおいて減損の兆候を識別しましたが、将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失は認識しておりません。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された2022年度から3カ年の中期経営計画を基礎としており、当該計画の主要な仮定は売上高の中期成長率であります。翌連結会計年度以降、新たなマーケティング手法によるアカウント獲得に注力し、堅調にアカウント数を増加させる仮定のもと、売上高の中期成長率を見積もっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、連結財務諸表作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴い、今後の経済情勢等の変化等の影響によって、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、オンラインメディア事業の一部サービスについて、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価は、それぞれ13,356千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン株式給付信託（J-ESOP）を2019年5月より導入しております。

(1) 取引の概要

当社は、従業員に対し職位、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の前連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、39,893千円、47,100株、当連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、37,183千円、43,900株であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

当連結会計年度
(2022年3月31日)

受取手形	439千円
売掛金	703,581 "

2 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度
(2021年3月31日)

当連結会計年度
(2022年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額	25,852千円	29,257千円
----------------	----------	----------

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

前連結会計年度
(2021年3月31日)

当連結会計年度
(2022年3月31日)

関係会社株式	6,600千円	6,600千円
--------	---------	---------

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	139,577千円	176,402千円
給料手当	272,366 "	335,204 "
法定福利費	64,081 "	85,448 "
減価償却費	4,900 "	4,839 "
賞与引当金繰入額	- "	2,299 "
貸倒引当金繰入額	627 "	166 "
株式給付引当金繰入額	2,566 "	10,162 "

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
一般管理費	2,618千円	44,064千円

4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物	- 千円	204千円
工具、器具及び備品	- "	59 "
ソフトウェア	735 "	4,261 "
その他	0 "	- "
計	735千円	4,525千円

5 減損損失

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都渋谷区	-	のれん	39,029

当社グループは、継続的に損益の把握を行っている管理会計上の部門を基礎としてグルーピングを行っております。当社の連結子会社である株式会社コクリポ(現 株式会社Innovation X Solutions)について、取得時に検討した事業計画において想定していた収益が見込まれなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として39,029千円を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前の割引率10.33%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	398	8,727
組替調整額	-	-
税効果調整前	398	8,727
税効果額	122	2,672
その他有価証券評価差額金	276	6,054

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,998,600	394,000	-	2,392,600

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 390,300 株
譲渡制限付株式発行による増加 3,700 株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	47,159	29	-	47,188

(注) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が47,100株含まれております。

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 29 株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,392,600	7,000	-	2,399,600

（変動事由の概要）

譲渡制限付株式発行による増加 7,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	47,188	78	3,200	44,066

（注）当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ47,100株及び43,900株含まれております。

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取による増加 78株

株式給付信託（J-ESOP）から従業員への交付による減少 3,200株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 臨時取締役会	普通株式	利益 剰余金	91,184千円	38円	2022年3月31日	2022年6月9日

（注）上記配当金の総額には、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン株式給付信託（J-ESOP）制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金1,668千円を含めております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
現金及び預金	1,997,781千円	2,180,604千円
現金及び現金同等物	1,997,781千円	2,180,604千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	49,233	20,513
1年超	20,513	-
合計	69,747	20,513

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等に限定し、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。
当社グループは、デリバティブ取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払費用及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、今後の事業展開等を考慮し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各子会社からの報告に基づき企画管理ユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持をすることなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(*2)			
その他有価証券	199,784	199,784	-
資産計	199,784	199,784	-

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「未払法人税等」「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	26,715
投資事業有限責任組合への出資	46,659

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(*2)			
その他有価証券	339,601	339,601	-
資産計	339,601	339,601	-

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「未払法人税等」「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	5,695
投資事業有限責任組合への出資	44,769

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,997,655	-	-	-
受取手形及び売掛金	500,532	-	-	-
合計	2,498,187	-	-	-

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,180,460	-	-	-
受取手形及び売掛金	704,020	-	-	-
合計	2,884,480	-	-	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
其他	-	339,601	-	339,601
資産計	-	339,601	-	339,601

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託の時価は取引金融機関から提示された価格によっております。活発な市場における相場価格が存在しないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	99,874	99,632	241
小計	99,874	99,632	241
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	99,910	100,550	640
小計	99,910	100,550	640
合計	199,784	200,182	398

非上場株式(連結貸借対照表価額26,715千円)及び投資事業有限責任組合への出資金(連結貸借対照表価額 46,659千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	339,601	349,331	9,729
小計	339,601	349,331	9,729
合計	339,601	349,331	9,729

非上場株式(連結貸借対照表価額5,695千円)及び投資事業有限責任組合への出資金(連結貸借対照表価額 44,769千円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について20,114千円（その他有価証券20,114千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年2月29日付で普通株式1株につき1,000株、2017年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月29日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 3名 当社従業員 61名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 53,200株
付与日	2016年3月1日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年3月2日 ～2026年1月31日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月29日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	22,200
権利確定	-
権利行使	-
失効	1,000
未行使残	21,200

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	2016年2月29日
権利行使価格(円)	750
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により、算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び、当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額	30,316千円
(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア	34,363千円	26,491千円
関係会社株式	22,307 "	22,307 "
未払賞与	30,028 "	29,971 "
未払費用	8,775 "	16,782 "
未払事業税	15,042 "	19,572 "
株式給付引当金	4,176 "	6,464 "
賞与引当金	- "	914 "
税務上の繰越欠損金(注)2	3,820 "	16,867 "
その他	5,693 "	22,104 "
繰延税金資産小計	124,208千円	161,476千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	- "	11,016 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	35,700 "	57,530 "
評価性引当額小計(注)1	35,700千円	68,546千円
繰延税金資産合計	88,508千円	92,929千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	74千円	185千円
繰延税金負債合計	74千円	185千円
繰延税金資産純額	88,433千円	92,744千円

(注)1. 評価性引当額が32,846千円増加しております。この増加の主な内容は、繰越欠損金に係る評価性引当額11,016千円を認識したことに伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	3,820	3,820
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	3,820	(b) 3,820

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金3,820千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産3,820千円を計上しております。当該繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	16,867	16,867
評価性引当額	-	-	-	-	-	11,016	11,016
繰延税金資産	-	-	-	-	-	5,850	(b) 5,850

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金16,867千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産5,850千円を計上しております。当該繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%	0.14%
住民税均等割等	0.29%	0.19%
評価性引当額の増減	4.41%	2.67%
法人税額の特別控除額	0.39%	- %
所得税額控除	- %	0.05%
繰越欠損金の利用	0.56%	- %
ソフトウェア償却額	0.32%	0.20%
子会社税率差異	4.18%	4.23%
その他	1.83%	0.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.14%	37.69%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	合計
	オンライン メディア事業	ITソリューション事業	金融プラットフォーム事業	計		
ITトレンド	2,117,968	-	-	2,117,968	-	2,117,968
ITトレンド EXPO	512,496	-	-	512,496	-	512,496
bizplay	250,635	-	-	250,635	-	250,635
List Finder	-	405,268	-	405,268	-	405,268
コクリポ	-	72,648	-	72,648	-	72,648
金融商品仲介サービス	-	-	652,670	652,670	-	652,670
その他	362,808	-	-	362,808	5,719	368,528
顧客との契約から生じる収益	3,243,908	477,916	652,670	4,374,496	5,719	4,380,215
外部顧客への売上高	3,243,908	477,916	652,670	4,374,496	5,719	4,380,215

(注) 「調整額」は、非連結子会社からの経営指導料であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる債権（期首残高）	500,532千円
顧客との契約から生じる債権（期末残高）	704,020千円
契約負債（期首残高）	29,449千円
契約負債（期末残高）	24,111千円

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「オンラインメディア事業」、「ITソリューション事業」及び「金融プラットフォーム事業」の3つを報告セグメントとしております。

なお、当連結会計年度より、これまで「その他」に含めておりました「金融プラットフォーム事業」につきまして、金額的重要性が増したため、独立した報告セグメントとして扱うことといたしました。

前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「オンラインメディア事業」は、主に「ITトレンド」の提供を行っております。

「ITソリューション事業」は、主に「List Finder」及びそれに付随するコンサルティングサービスの提供を行っております。

「金融プラットフォーム事業」は、主にフィナンシャルコンサルティングサービスの提供を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額(注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	オンライン メディア事業	ITソリュー ション事業	金融プラット フォーム事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,440,936	472,911	168,060	3,081,908	1,632	3,083,540
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,440,936	472,911	168,060	3,081,908	1,632	3,083,540
セグメント利益	859,640	136,876	26,829	1,023,346	505,666	517,679
セグメント資産	94,937	76,794	113,343	285,075	2,852,021	3,137,097
その他の項目						
減価償却費	21,812	5,765	93	27,671	6,088	33,759
のれん償却額	-	4,730	-	4,730	-	4,730
減損損失	-	39,029	-	39,029	-	39,029
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	58,659	21,525	996	81,182	6,091	87,273

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) 外部顧客への売上高1,632千円は、非連結子会社からの経営指導料等であります。
 - (2) セグメント利益の調整額 505,666千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (3) セグメント資産の調整額2,852,021千円は、主に報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。
 - (4) その他の項目の減価償却費の調整額6,088千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,091千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
2. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注） 1	連結財務諸表 計上額（注） 2
	オンライン メディア事業	ITソリュー ション事業	金融プラット フォーム事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,243,908	477,916	652,670	4,374,496	5,719	4,380,215
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,243,908	477,916	652,670	4,374,496	5,719	4,380,215
セグメント利益	1,225,312	110,165	66,729	1,402,207	624,657	777,550
セグメント資産	142,514	59,588	232,887	434,990	3,334,505	3,769,496
その他の項目						
減価償却費	31,670	8,191	-	39,861	5,169	45,030
のれん償却額	-	-	-	-	-	-
減損損失	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	98,660	51,684	-	150,345	15,235	165,580

（注）1．調整額の内容は以下のとおりであります。

- （1）外部顧客への売上高5,719千円は、非連結子会社からの経営指導料等であります。
- （2）セグメント利益の調整額 624,657千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- （3）セグメント資産の調整額3,334,505千円は、主に報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。
- （4）その他の項目の減価償却費の調整額5,169千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額15,235千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

2．セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
非連結子会社	株式会社 Innovation M&A Partners	東京都 渋谷区	10,000	M&Aコンサル ルディング	所有直接 66.0%	役員の兼任	資金の貸付	50,000	短期 貸付金	50,000
							利息の受取	0	-	-

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
非連結子会社	株式会社 Innovation M&A Partners	東京都 渋谷区	10,000	M&Aコンサル ルディング	所有直接 66.0%	役員の兼任	資金の貸付	-	短期 貸付金	50,000
							利息の受取	0	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,071.87円	1,264.89円
1株当たり当期純利益	135.27円	190.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	133.83円	189.28円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	293,358	448,076
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	293,358	448,076
普通株式の期中平均株式数(株)	2,168,661	2,350,809
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	23,287	16,441
(うち新株予約権(株))	(23,287)	(16,441)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,531,388	3,022,040
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	17,407	42,543
(うち非支配株主持分(千円))	(17,407)	(42,543)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,513,980	2,979,496
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,345,412	2,355,534

3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度47,100株、当連結会計年度46,241株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は前連結会計年度47,100株、当連結会計年度43,900株であります。

(重要な後発事象)

(投資事業有限責任組合の設立)

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、「INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合」(以下「IHVCファンド」という。)を機関投資家たるハヤテインベストメント株式会社と共同して設立、かつ設立後にIHVCファンドへ出資することを決議し、2022年4月6日に登記が完了いたしました。

設立の背景・目的

当社グループが設立当初より実現を目指している「『働く』を変える」をスタートアップ支援を通じて実現するため、デジタル技術や革新的なビジネスモデルで世の中の働き方を変えることが期待されるスタートアップに対して投資することを目的としています。また、投資先のスタートアップに対しては、当社グループのナレッジ(主に、オンラインメディア事業とITソリューション事業で蓄積されたマーケティング・セールス領域)を提供するのみならず、社外の現役の経営者で構成されたハンズオンパートナー陣と共にハンズオン支援を行います。

以上の活動を通じて、投資先のバリューアップやEXITによるファイナンシャル・リターンと、当社グループ事業とスタートアップの協業を促進することによるストラテジック・リターンを獲得し、当社グループの次世代の基幹事業の創出を目指します。

INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合の概要

(1) 名称	INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	法人向けにデジタルライゼーション関連のソリューションやサービスを展開するスタートアップを中心に、広くデジタル技術や革新的なビジネスモデルを有する企業への投資	
(5) 登記完了日	2022年4月6日	
(6) 出資の総額	20億円(当初上限)	
(7) 出資者・出資比率	株式会社イノベーション 97% ハヤテグループ 1% 富田直人 1% 株式会社ディ・ポップスグループ 1%	
(8) 無限責任組合員の概要	名称	ハヤテインベストメント株式会社
	所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 杉原 行洋
	事業内容	成長企業支援事業
	資本金及び資本準備金	1.45億円
(9) 上場会社と当該ファンドとの関係	資本関係	当社が当該ファンドに出資いたします。
	人的関係	当社が当該ファンドの有限責任組合員となります。
	取引関係	当社が当該ファンドに出資いたします。

連結業績への影響について

2022年4月26日に出資が完了し、当該ファンドは当社の連結子会社となりました。本件が当社グループの当期連結業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、中期的には当社グループの連結業績及び企業価値の向上に資するものと考えております。なお、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

(特定子会社の異動)

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、「INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合」(以下「IHVCファンド」という。)の設立及び設立後にIHVCファンドへ出資することを決議し、2022年4月26日付で出資を行い、連結子会社となっております。なお、IHVCファンドへの出資総額が当社の資本金の100分の10以上に相当することから、IHVCファンドは当社の特定子会社に該当することとなります。詳細につきましては、「重要な後発事象(投資事業有限責任組合の設立)」をご参照ください。

(第三者割当による第7回、第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の締結)

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、当社代表取締役社長である富田直人及びハヤテマネジメント株式会社（以下「HM社」という。）を割当先として第三者割当により第7回、第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）の発行及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後に新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）を締結することを決議し、2022年4月7日に本新株予約権の発行価額の全額の払い込みが完了しております。概要は以下のとおりであります。

(1) 割当日	2022年4月7日
(2) 発行新株予約権数	5,974個 第7回新株予約権 2,907個 第8回新株予約権 2,340個 第9回新株予約権 727個
(3) 発行価額	総額8,372,100円（第7回新株予約権1個当たり2,000円、第8回新株予約権1個当たり1,000円、第9回新株予約権1個当たり300円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：597,400株（新株予約権1個につき100株） 第7回新株予約権 290,700株 第8回新株予約権 234,000株 第9回新株予約権 72,700株 なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条項」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても潜在株式数は、597,400株で一定です。
(5) 資金調達の額	1,553,424,600円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	<p>当初行使価額は、第7回新株予約権が2,323円、第8回新株予約権が2,757円、第9回新株予約権が3,192円です。</p> <p>第7回新株予約権の行使価額は、発行日以降、別記「(8) 新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、以下に定める下限行使価額を下回らないことを条件に、各修正日（以下に定義します。）の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されます。修正がなされた日以降、別記「(8) 新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、以下に定める下限行使価額を下回らないことを条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。</p> <p>下限行使価額は1,161.50円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2022年3月18日）における当社普通株式の終値の50%）（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）を下回らないものとします。修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。</p>
(7) 募集または割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 第7回新株予約権 HM社 2,907個 第8回新株予約権 HM社 2,340個 第9回新株予約権 HM社 437個 富田直人氏 290個

(8) 新株予約権の 行使期間	<p>第 7 回新株予約権 2022年 4 月 8 日から2024年 4 月 8 日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p> <p>第 8 回新株予約権 2022年 4 月 8 日から2027年 4 月 7 日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p> <p>第 9 回新株予約権 2022年 4 月 8 日から2027年 4 月 7 日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p>
(9) その他	<p>1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。</p> <p>2) 本新株予約権買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)において、本買取契約の締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日、本新株予約権の全部の行使が完了した日、当社がHM社の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日から6か月までの間、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)、当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を発行若しくは処分する場合その他発行会社の株券等の発行若しくは処分を行う場合又は資本性ローンの借入を行う場合には、発行会社は、当該発行若しくは処分(当社の株式の発行に関しては自己株式の処分、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションの付与及び譲渡制限付株式を発行する場合を含みます。)又は借入を行うことを当該第三者との間で合意する前に、HM社及びその指定する法人等(以下「先買権利者」という。)に対して、当該発行若しくは処分又は借入と同条件にてその予定する価額の全部又は一部について、引受け若しくは購入又は貸付をする意図があるかどうかを書面で確認することとし、先買権利者が引受け若しくは購入又は貸付を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、先買権利者に対して同条件にてかかる証券(権利)を発行若しくは処分し又は先買権利者から借入をする旨が定められました。</p> <p>また、富田氏は、本新株予約権の行使を希望する場合には、行使の7日以上前にHM社にその旨を通知し、その本新株予約権の行使についてHM社より事前承諾を得る予定です。</p> <p>なお、本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定であります。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとします。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間(「(8) 新株予約権の行使期間」に定める期間をいいます。)内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。

この手法は、当社が割当先との対話を通じて、新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に機関投資家に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。現在の株価を上回った水準に行使価額を設定することで、現在の株価で一度に資金調達するよりも、希薄化が抑えられるメリットがあります。株価が固定行使価額を下回って推移した場合においても、行使価額修正を行います。下限行使価額は第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の全回号において1,161.50円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2022年3月18日）における当社普通株式の終値の50%）（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）と定められており、行使価額の下修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

（行使価額修正条項付新株予約権の行使による増資）

2022年3月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月7日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の一部について、2022年4月8日から2022年6月24日までの間に以下のとおり行使されております。

発行された株式の種類及び株式数	普通株式	116,100株
行使新株予約権個数		1,161個
行使価額総額		198,854千円
資本金増加額		100,588千円
資本準備金増加額		100,588千円

以上により、2022年6月24日現在の発行済株式総数は2,515,700株、資本金は1,102,335千円、資本準備金は1,081,745千円となっております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	884,297	1,961,870	3,132,816	4,380,215
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	107,213	297,411	486,912	759,502
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	54,879	147,777	261,992	448,076
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	23.40	62.95	111.52	190.61

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	23.40	39.54	48.55	127.49

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,356,027	1,222,508
前払費用	19,940	27,360
未収入金	1 101,558	1 121,305
短期貸付金	1 150,000	1 100,000
その他	-	25
流動資産合計	1,627,526	1,471,199
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	13,978	13,757
工具、器具及び備品(純額)	7,089	5,420
有形固定資産合計	21,068	19,178
無形固定資産		
ソフトウェア	84,491	175,553
ソフトウェア仮勘定	15,348	30,991
無形固定資産合計	99,839	206,544
投資その他の資産		
投資有価証券	266,558	390,066
関係会社株式	92,670	92,670
長期貸付金	1 50,000	-
従業員に対する長期貸付金	3,300	3,300
繰延税金資産	46,569	54,969
差入保証金	25,806	25,603
投資その他の資産合計	484,904	566,609
固定資産合計	605,813	792,332
資産合計	2,233,339	2,263,531

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,745	14,118
未払金	14,649	27,243
未払費用	72,517	100,150
未払法人税等	3,213	2,554
未払消費税等	5,493	3,571
前受収益	12,701	13,388
預り金	5,413	7,005
流動負債合計	115,734	158,032
固定負債		
株式給付引当金	4,397	12,265
その他	-	168
固定負債合計	4,397	12,434
負債合計	120,131	170,466
純資産の部		
株主資本		
資本金	991,229	1,001,746
資本剰余金		
資本準備金	970,639	981,156
資本剰余金合計	970,639	981,156
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	191,682	154,099
利益剰余金合計	191,682	154,099
自己株式	40,066	37,607
株主資本合計	2,113,484	2,099,395
その他有価証券評価差額金	276	6,330
評価・換算差額等	276	6,330
純資産合計	2,113,207	2,093,065
負債純資産合計	2,233,339	2,263,531

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	1 677,594	1 793,987
営業収益合計	677,594	793,987
営業原価	158,581	181,737
売上総利益	519,012	612,250
販売費及び一般管理費	2 498,002	2 631,929
営業利益又は営業損失()	21,010	19,679
営業外収益		
受取利息	1 2,262	1 2,717
助成金収入	2,020	1,018
雑収入	152	985
営業外収益合計	4,435	4,721
営業外費用		
支払利息	46	-
支払手数料	0	1,024
投資事業組合運用損	1,626	1,736
営業外費用合計	1,674	2,761
経常利益又は経常損失()	23,771	17,719
特別損失		
固定資産除却損	735	4,525
関係会社株式評価損	3 72,843	-
投資有価証券評価損	-	20,114
特別損失合計	73,579	24,640
税引前当期純損失()	49,808	42,359
法人税、住民税及び事業税	10,992	950
法人税等調整額	1,873	5,727
法人税等合計	9,119	4,777
当期純損失()	58,927	37,582

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合計					
当期首残高	348,059	327,469	327,469	250,609	250,609	39,968	886,169	-	-	886,169
当期変動額										
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	9,749	9,749	9,749				19,499			19,499
新株の発行（新株予約権の行使）	633,420	633,420	633,420				1,266,841			1,266,841
当期純損失（ ）				58,927	58,927		58,927			58,927
自己株式の取得						97	97			97
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								276	276	276
当期変動額合計	643,170	643,170	643,170	58,927	58,927	97	1,227,314	276	276	1,227,038
当期末残高	991,229	970,639	970,639	191,682	191,682	40,066	2,113,484	276	276	2,113,207

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合計					
当期首残高	991,229	970,639	970,639	191,682	191,682	40,066	2,113,484	276	276	2,113,207
当期変動額										
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	10,517	10,517	10,517				21,035			21,035
当期純損失（ ）				37,582	37,582		37,582			37,582
自己株式の取得						251	251			251
自己株式の処分						2,710	2,710			2,710
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								6,054	6,054	6,054
当期変動額合計	10,517	10,517	10,517	37,582	37,582	2,458	14,088	6,054	6,054	20,142
当期末残高	1,001,746	981,156	981,156	154,099	154,099	37,607	2,099,395	6,330	6,330	2,093,065

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

子会社の経営指導及び管理業務を行うことで収益を稼得しております。当該サービスは、子会社へ契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、サービス提供期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて収益を認識しております。

当該サービスに係る取引の対価は、収益認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

5 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1 無形固定資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
ソフトウェア	84,491	175,553
(うち、コクリボウェビナー)	(-)	(43,671)
ソフトウェア仮勘定	15,348	30,991
(うち、コクリボウェビナー)	(-)	(4,721)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1 無形固定資産の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「(重要な会計方針)4収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

1 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン株式給付信託(J-ESOP)を2019年5月より導入しております。

詳細は、連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」をご参照ください。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
未収入金	101,558千円	120,402千円
短期貸付金	150,000 "	100,000 "
前受収益	2,701 "	3,388 "
長期貸付金	50,000 "	- "

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	706,255千円	793,987千円
受取利息	1,152 "	341 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	74,910千円	85,170千円
給料手当	85,983 "	95,378 "
賞与	27,994 "	39,888 "
法定福利費	21,023 "	30,946 "
支払報酬	58,171 "	53,141 "
減価償却費	4,807 "	4,317 "
貸倒引当金繰入額	25 "	- "
株式給付引当金繰入額	317 "	10,162 "
おおよその割合		
販売費	- %	- %
一般管理費	100.0 "	100.0 "

3 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関係会社株式評価損は、連結子会社である株式会社コクリポ(現 株式会社Innovation X Solutions)に係るものであります。減損後の帳簿価額は48,826千円であります。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の評価は、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した実質価額が取得原価に比べて著しく低下している場合に減損処理の要否を検討しております。資産等の時価評価に基づく評価差額等は、前事業年度に取得した株式会社コクリポの取得原価の配分により識別・評価したソフトウェアであります。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	92,670

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	92,670

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア	30,670千円	21,598千円
差入保証金	2,268 "	2,330 "
未払費用	16,341 "	26,799 "
未払事業税	2,401 "	1,881 "
株式給付引当金	1,346 "	3,756 "
子会社株式	22,307 "	22,307 "
その他	1,940 "	13,290 "
繰延税金資産小計	77,275千円	91,964千円
評価性引当額	30,632 "	36,810 "
繰延税金資産合計	46,643千円	55,154千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	74 千円	185 千円
繰延税金負債合計	74 "	185 "
繰延税金資産純額	46,569千円	54,969千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失のため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(投資事業有限責任組合の設立)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

(特定子会社の異動)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

(第三者割当による第7回、第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の締結)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

(行使価額修正条項付き新株予約権の行使による増資)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	25,116	1,170	204	26,082	12,324	1,186	13,757
工具、器具及び備品	21,711	1,180	59	22,831	17,410	2,789	5,420
有形固定資産計	46,827	2,350	264	48,913	29,735	3,976	19,178
無形固定資産							
ソフトウェア	163,570	132,239	8,753	287,056	111,503	36,915	175,553
ソフトウェア仮勘定	15,348	30,991	15,348	30,991	-	-	30,991
その他	545	-	-	545	545	-	-
無形固定資産計	179,465	163,230	24,101	318,594	112,049	36,915	206,544

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	「ITトレンド」システム開発費	32,975千円
ソフトウェア	「ITトレンドEXPO」システム開発費	22,121 "
ソフトウェア	「bizplay」システム開発費	14,831 "
ソフトウェア	「コクリポ」システム開発費	29,042 "
ソフトウェア仮勘定	「販売管理」システム開発費	14,055 "
ソフトウェア仮勘定	「ITトレンド」システム開発費	10,209 "

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
株式給付引当金	4,397	10,162	2,293	-	12,265

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.innovation.co.jp/ir/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第21期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第22期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出。

第22期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出。

第22期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2021年6月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年3月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

2022年3月22日関東財務局長に提出。

新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

2022年3月28日関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記(5)有価証券届出書の訂正届出書）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月24日

株式会社イノベーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 栄一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イノベーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーション及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

無形固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2022年3月31日現在、連結貸借対照表上、ソフトウェア184,674千円及びソフトウェア仮勘定30,991千円を計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は、当連結会計年度において、ITソリューションセグメントのコクリポ事業のソフトウェア54,866千円及びソフトウェア仮勘定4,721千円に係る資産グループについて減損の兆候を識別したが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していない。資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づいて行っている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり事業計画の基礎となる売上高の中期成長率である。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、コクリポ事業のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。 事業計画の基礎となる重要な仮定である売上高の中期成長率については、経営者と協議を行うとともに、利用可能な外部データとの比較、並びに過去実績からの趨勢分析を実施した。さらに、将来の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イノベーションの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社イノベーションが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

株式会社イノベーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 栄一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イノベーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーションの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

無形固定資産の評価

会社は、貸借対照表上、ソフトウェア175,553千円及びソフトウェア仮勘定30,991千円を計上している。このうち、ITソリューションセグメントのコクリが事業に係るものは、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおりソフトウェア43,671千円及びソフトウェア仮勘定4,721千円である。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した知友及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。